

東日本大震災の復興施策の総括に関する  
ワーキンググループ（第4回）  
議 事 録

## 東日本大震災の復興施策の総括に関するワーキンググループ（第4回）

1. 日 時 令和元年9月30日（月）9：59～12：29

2. 場 所 中央合同庁舎4号館6階621特別会議室

### 3. 議 事

これまでの御質問事項

復興を支える仕組み

- ・復興を支える仕組みの概要
- ・東日本大震災復興特別区域法
- ・福島復興再生特別措置法
- ・復旧・復興事業の規模と財源
- ・自治体支援

復興をめぐるその他の課題

- ・仮設住宅
- ・災害廃棄物処理
- ・ボランティア、NPOとの協働

取りまとめに向けた論点整理

（1）復興庁・関係府省庁からの説明

（2）意見交換

### 4. 議事録

次頁以降のとおり

### 5. 出席者（敬称略）

ワーキンググループ構成員

秋池	玲子（座長）	ポストンコンサルティンググループ シニア・パートナー&マネージング・ディレクター
増田	寛也（座長代理）	東京大学公共政策大学院客員教授
姥浦	道生（構成員）	東北大学災害科学国際研究所准教授

田村	圭子（構成員）	新潟大学危機管理本部危機管理室教授 災害・復興科学研究所（兼務）教授
藤沢	烈（構成員）	一般社団法人RCF代表理事
松本	順（構成員）	みちのりホールディングス代表取締役グループCEO

他省庁（説明者）

大沢	博一	総務省自治財政局財政課長
名倉	良雄	環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長

#### ○秋池座長

それでは、時間前ではあるのですが、もう皆様おそろいであるということで、こちらで始めたいと思います。

お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日、白波瀬構成員は御欠席となります。

また、本日も、復興庁に加えて各省及び被災3県の担当者の方が陪席しておられますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日は、これまでのワーキンググループにおいて御質問があった事項について、復興庁から説明をしていただいた後に、「復興を支える仕組み」、「復興をめぐるその他の課題」をテーマに、これまでの取り組みを統括いただくとともに、ワーキンググループにおけるこれまでの議論を踏まえて、取りまとめに向けた論点整理について、構成員の皆様から御意見をいただきたいと考えております。

まず、議事1「これまでの御質問事項」について、復興庁から御説明をお願いいたします。

#### ○菊地参事官

資料1を御覧ください。これまでの御質問事項を一覧でまとめたものでございます。第2回で出ました1番から3番まで、福島イノベーション・コースト関係、風評対策関係などがございますが、本日の資料5の中で御説明の予定です。4番につきましては、本日、資料8で御報告をいたします。

それから、議題の追加をさせていただいておりますので、この後、復興をめぐる課題として御報告をいたします。

それから、前回、第3回に復興まちづくりにおける住民の意見反映のプロセスはどういうものだったかという全体像についての宿題がございました。それから、復興施策をめぐる反省事項、教訓のようなものをなるべく記載すべしという御指摘がございましたので、こちらは本日の資料12の中で出てまいります。

資料1については以上です。

続いて、資料2を御説明いたします。

#### ○越智参事官

資料2について御説明をいたします。先ほどの資料1で5番目の項目でございましたが、復興まちづくりのプロセスや全体像についてということで、事例を2つほど御説明させていただきます。

資料2を1ページめくっていただきたいのですが、2つの事例を載せておまして、一つは現地のかさ上げを中心にしたまちづくりのタイプで大船渡市、もう一つは高台

への移転を主とするタイプで女川町でございます。

まず1ページでございますが、大船渡で、駅周辺の地区です。一番上の四角の中に書いてありますが、特徴はこのような形になっておりまして、延べ24回の地区懇談会等により住民とのコミュニケーションを図りつつ復興計画を策定した。それから、被災前の人口1,300人に対して、かなり抑制的な値での計画をしておりまして、山側を中心にコンパクトな居住区域としてかさ上げをしている。3つ目でございますが、ハード・ソフトの施策を進めまして、商業地の早期立地を誘導という中身でございます。

資料の中身、かなり細かい部分がありますが、取り組みの経緯ということで年表的にまとめたものと、トピック的な段階での資料を中に盛り込んでおります。①被災状況、②地区懇談会ということですが、③を御覧いただきますと、2013年8月ぐらいにこういった土地利用の方針ができておりまして、この中で山側の黄色いエリアを住宅地としていくというようなことが決まっております。

2ページになりますけれども、それを踏まえまして、左側が土地の基盤整備ということで、具体的な工事等に着手するという中身になっております。1つ目のポツにありますが、土地区画整理事業ですとか津波復興拠点整備事業等により整備をしていくということで、下の断面図を見ていただくと、山側のほうにかさ上げをしつつ、一方、海側のところについては余りかさ上げをしなくて、コンパクトにつくっていく。左側がハードの話でして、右側の⑤、⑥と書いておりますけれども、官民の協議会をつくったり、「キャッセン大船渡」というのはまちづくり会社でございますが、こういうものが2014年、2015年ぐらいに立ち上がってきているということです。

3ページになります。そういったことを踏まえまして、具体的な施設等が立地してくるのが2016年ぐらいの話になります。まちなか再生計画というのを⑦に書いておりますが、これに基づきまして、中心部で商業施設等の立地が始まっておりますし、また、⑧のマッチングというのは、前回もテーマになりましたが、区画整理の中での土地の利活用を個別に進めるといったことをやっております。現在、3ページの下ですけれども、中心部はかなり埋まってきている状況になっているのが大船渡市の流れです。

4ページを御覧いただけますでしょうか。女川町でございます。四角の中にありますが、やはりここでもかなり早い段階から公聴会等で住民とのコミュニケーションを図ってきております。それから、2つ目の○でございますが、女川駅がもともとございましたが、ここを中心に町のへそ、コンパクトな町をつくっていくというコンセプトでやっております。特に女川駅前のエリアを先行整備するというような流れでございます。

先ほどと流れ的には似たような形になりますけれども、被災はかなり、見ていただくと山のほう、際のところまで赤く色がついている形で、全域被災をしておるところでございます。

それに対しまして②、具体的な土地利用計画がかなり早い段階で決まっております。

5ページでございますが、特に特徴的な話になりますけれども、住民意向を踏まえまし

て、計画の見直しを何度もやっておりますけれども、ここでは一つ、右下の団地の形が変わっているのが見えると思います。団地の戸数を減らすということをやりにながら、事業を進めてきておるところでございます。

④が造成工事の進展ということで、いろいろ色がついておりますが、これは2014年の断面です。エリアごとに整備を進めまして、できるところから早くつくっていくということを進めてきております。駅周辺の商業地域が開業したのが2015年ぐらいでございます。今、右下のような状況。手前が海で奥が山ですけれども、手前、下半分にあります商業のゾーン、奥のほうにあります住宅のゾーンが今、こういう形になっているということで、全体的な流れということで御紹介させていただきました。

以上です。

#### ○秋池座長

ありがとうございました。

それでは、続いて、議事2「復興を支える仕組み」についてですけれども、今日は議題が盛りだくさんで資料も多岐にわたっておりますが、資料4まで説明したところで意見交換と質疑の時間を設けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事2の「復興を支える仕組み」について、復興庁から御説明をお願いいたします。

#### ○菊地参事官

資料3を御覧ください。今日のこの後の議題で、東日本大震災復興特別区域法、次に、福島復興再生特別措置法、そのまた次に、復旧・復興事業の規模と財源、自治体支援などのテーマが出てまいります。これまで復興庁の基本方針などでは、これらを「復興を支える仕組み」と総称しておりましたので、資料3では、本日の議題を少し見取り図的に整理しました。

資料3の冒頭を見ていただきますと、まず、復興特別区域法、これは福島県、福島県以外の地域にもかかわるものでございまして、規制緩和、税制・金融の特例、復興交付金などがその内容となっております。

次に、福島復興再生特別措置法というのがございまして、福島県の区域を対象とした特別法がございまして。なお、3番と4番につきましては、復興全体を支える復興財源フレームでありますとか、地方公共団体の人的支援などを内容とするテーマということでございます。以上を便宜的に「復興を支える仕組み」ということにしまして、本日、この後、順次議題として出てまいります。

まずはこの中の1番目、復興特別区域法というのは、この後、説明がございまして。

#### ○本位田参事官

資料4でございます。今の一番上に当たります、東日本大震災復興特別区域法という法律について御説明をしたいと思います。

1枚おめくりいただくと、目次のところで1ページでございますけれども、全体として抽象的な法律のことですが、34ページございます。かなり駆け足で申しわけございませんが、法律のたてつけにおおむね沿って御説明をさせていただこうと思います。

もう1枚おめくりいただいて、3ページをお開きいただくと、まず、そもそものこの法律ですけれども、制度の趣旨というところで、地域の創意工夫による地域限定で思い切った措置をとる。それから、各種特例をワンストップで適用するような、その右側でございますが、3種類の計画がございまして、地方がそれぞれ復興推進計画、復興整備計画、復興交付金事業計画といったものを策定することが可能というものでございます。

4ページを御覧いただくと、この法律が対象とする区域、特定被災区域と呼んでございますけれども、227市町村ということで、広範にわたる被災地域を対象としております。

さらにおめくりいただいて、6ページ、中身に入らせていただきます。まずは1つ目の計画、復興推進計画というものがございます。この中身は3つございますけれども、1つ目に規制の特例ということで、おおむね規制緩和といったイメージでございますが、活用実績があった7つの特例について、下に順次書かせていただいております。

全体について、自治体でアンケートをとっておりまして、おおむね高い評価をいただいていると認識しております。中身について、ちょうど真ん中、後でまた御説明しますが、用途地域における建築規制の緩和ということで、通常では行えないものを復興の推進計画を立てると緩和できますでありますとか、応急仮設建築物の存続期間の延長ということで、通常2年3カ月の応急仮設建築物について延長できる、諸々の規制の特例・緩和というものがございましてというのが7つ並んでおります。

お時間の関係で1枚飛ばさせていただきます、さらにおめくりいただくと、8ページでございます。実際に規制特例を活用するとはどういうことかということで、例えば用途制限の緩和ということでございます。ちょっと見にくうございますが、真ん中左のあたり、大規模の工場は原則建設不可と書いておりますが、第一種住居地域という本来住宅を建てるだけのエリアにこれを緩和しまして、給食センターを整備したところで従業員18名を雇用し、1日1,000食分の調理をするようになり、子供の健康増進、食育の充実、その他搬送時間の短縮等につながったというような具体的な例ということで1つ御紹介をさせていただきました。

9ページでございます。この規制の特例について、全体としての件数ですが、新規の件数は特に近年減少傾向にあることが見てとれるということでございます。

続きまして、復興推進計画の10ページ、2つ目の税制の概要でございます。東日本大震災では、この法律の関係で極めて手厚い特例措置が講じられております。税については、産業・生業創生で前回のワーキンググループでも一部御説明した資料も出てまいります、今回はこの特区の制度ということで、具体的にどんなものがあるかということ。上の赤字

の3つ目の○ですけれども、国による復興推進計画の認定を行います。その後、その計画の作成主体である県や市町村が、この税制の特例の対象となる個別の事業者を指定するという制度でございまして、その指定事業者は、下に細かく書いてございますが、復興推進事業という具体の事業を行う際に、特別償却あるいは税額控除を行いまして、それについて減収・補填等の特例措置が仕組みられているというものでございます。

11ページ、これらの復興推進計画でございまして、いろいろな形での策定がございまして、製造業の関係では、県または県と市町村が共同して作成している。また、観光業や商業など関係の復興推進計画は、市町村が単独で作成するケースが多いというものが下の表に出ているところでございます。

さらに1枚おめくりいただきまして、それらの業種ごとの指定件数ということでグラフを並べさせていただいております。製造業が約42%、食料品の製造業が約16%といったものが主なものということで挙げられていることが見てとれるかと思っております。

13ページ並びに14ページは、その指定についての内陸・沿岸等の対比等、あるいは指定を受けた上位件数でございまして、第3回のワーキングで別途御説明させていただいておりますので、飛ばさせていただいて、恐縮ながら、15ページをお開きいただくと、この法律による特区税制の対象の市町村は、まずは黄色いエリア、雇用等被害地域を含む市町村と書いておりますが、このエリアに加えまして、水色のエリア、これらは雇用等被害地域と取引関係がある、あるいは通勤圏であるということで現在、対象とさせていただいております。福島だけオレンジ色のところで細かく書いております。この後、御説明していただきます福島特措法の規定によって、内陸を含む全域を対象としているところでございます。

その効果でございまして、16ページでございまして。指定を受けた業者にアンケートをとると、96%が指定を受けて特例を活用し、また、94%はおおむね「役に立った」「どちらかといえば役に立った」と回答をしております。なお、「役に立たなかった」「あまり役に立たなかった」といった事業者も一部ございますが、赤字といたしますか、利益の状況が税の特例を受けられる状況ではなかったといった回答をいただいております。

17ページの沿岸の状況等との対比も、前回御説明がありましたので、飛ばさせていただいて、復興推進計画の3つ目、金融の特例を18ページで御説明させていただきたいと思っております。

これも同様に、復興推進計画を立てたものについて、雇用機会の創出、その他について事業を進める際にその中核となる事業に対して0.7%以内の利子補給金を支給するというものでございます。詳しい仕組みは左下のイメージのところに書いてございますが、これらを先ほどの税の雇用等被害地域を含む市町村を重点的に支援するような形で、右下にあるような区域で適用があったところでございます。

19ページでは、具体的にどんな事業が対象にしているかというものは、9分野、おおむね業種で分かれておりますが、製造業・商業等での適用が87%ということで、右の写真とともに、具体的にどんなものができるか。製造工場、段ボールの工場、あるいは温泉ホテ

ルの新設等々といった事業が行われています。

さらに20ページ、それらの指定件数等を見ると、左のグラフのところでございますが、福島県を中心に年間30件弱、28件程度ということで、沿岸との割合についても、おおむね沿岸のほうで行われているということで、この利子補給の制度につきましては、右側の表でございますけれども、認定件数が昨年度末までで198件のところ、利子補給の総額、今までの支給金額が62億円、これに対して事業としては1兆1072億円という事業が行われたということで、比較的低い財政負担で必要な事業が推進できる仕組みと考えております。

21ページでございます。その事業を実施した事業者アンケートをとったところ、利子補給金制度によって、投資の意思決定を後押ししたというような回答が多くあり、中小企業の方が特に強くその影響を受けているということが見てとれると考えております。

その下、22ページでございますが、自治体のほうにもアンケートをとらせていただきました。自治体のほうでは、「産業復興につながった」「雇用機会が創出された」といった評価を多く受けておまして、これらについて産業復興、売上高増加ということで、全体で1.2兆円の売上高の増加があった。また、雇用で見ますと8,558名の雇用を創出した効果があったと考えているところでございます。

以上で復興推進計画が終わりまして、23ページでございます。復興整備計画という計画がございます、大きく2つ。1つは、農地転用でありますとか市街化調整区域の開発行為であるとか、通常であれば許可が得られないものの基準を緩和するとともに、許認可手続をワンストップ化するというものでございます。

24ページに、そのワンストップ化についてさらに詳しく御説明させていただいております。復興整備事業ということで、この計画に書かれた事業が994、これに関する許可等が1,478件ございました。このページの真ん中下のところ、復興推進整備事業994件と、1478件のところに対し、372回の協議会というワンストップの復興整備協議会がございましたので、1件当たりの協議会に換算すると、平均で約4件の案件が協議されている計算になるということでございます。

25ページでございますが、これらについて、地方公共団体にアンケートをとりました。時間短縮、負担軽減といった効果あるいは回答をいただいたところでございますが、新たに開始する事業は減少傾向にございます。

この復興整備計画について、具体的に26ページで東松島市の例を取り上げさせていただきました。東松島市では、防災集団移転促進事業でありますとか、災害公営住宅整備事業など11の整備事業を行っております。これに対して、許認可などの件数が16件ございました。これらを通常であれば個別に関係機関と許認可等の数回協議をするところ、協議会の開催等で全体がおおよそ1年かかるところを4～5カ月ということで、半分の時間で事業ができた。被災地の実態に即した事業を迅速に展開できたというふうに考えております。

その次でございます。1枚おめくりいただいて、復興交付金事業ということで、これらはまた別の計画でございますが、復興まちづくりに必要となる、このページで言うと左側

の基幹事業、40事業を一括化ということで、おおむねハードの事業でございます。既に約9割を配分済みでございまして、この基幹事業については実質、地方負担がゼロでございます。

右側、効果促進事業というのはソフト事業を組み合わせたものでございまして、28ページのところで、こういうものが基幹事業の活用事例ということで4つにおおむね分類しまして、どれぐらいの金額の規模かということで、事業の写真とともに御説明をさせていただいております。

1枚おめくりいただきまして、効果促進事業というソフトのものについて、被災地のニーズ等を踏まえて運用しているということ。また、自治体から寄せられる要望について、個別具体の案件ごとにきめ細かに対応しておりますという対応事例を、写真と簡単な説明とともに載せさせていただいております。

その下、30ページに当たりますが、この交付金については昨年度、92%の契約率となっております。

お時間の関係で32ページまで飛んでいただいて、今後の課題や施策の方向性でございますけれども、規制の特例及び復興整備計画につきましては、新規の認定件数は減少傾向にありまして、金融の特例についても対象となる投資のピークは越えております。与党の第8次提言等をいただいておりますので、これらの記載を踏まえて対象地域を重点化する方向であり方を検討するというのを方向性で書かせていただいております。

また、復興特区税制につきましては、津波被害が甚大な地域では人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、基盤整備に時間を要して、企業立地が進んでいない地域が残ると見込まれますので、これも与党の第8次提言などを踏まえまして、対象地域を重点化した上で、適用期限を適切に延長することについて検討を行いたいと考えております。

復興交付金につきましては、ほぼ全ての自治体で復興・創生期間内に計画が完了する見通しでございまして、工程の見直し、進捗管理の徹底などを行って、全計画の完了を目指すということで考えております。

最後に34ページ、教訓でございまして、この法律でございますけれども、これはそもそも東日本大震災、津波、地震、原発という複合的な災害を踏まえて、東日本大震災復興基本法というものがございました。それらを受けて、地域における創意工夫を生かして行われる取り組みを推進する仕組みということで法制定されまして、復興に貢献したと考えておりまして、このうち復興整備計画については既に大規模災害からの復興に関する法律で同様の制度が織り込まれております。

他方、復興推進計画や交付金事業計画に基づく各種措置でございますが、今回の事例も参考にしつつ、災害の性質であるとか被害の状況、あるいは地域のさまざまな特性については制度を検討する際に、それらに応じて検討することが効果的であると。また、講じられた措置について活用が不十分であった措置を検証するとともに、必要に応じて適時適切な見直しを図ることが必要ということで教訓とさせていただきました。

御説明は以上でございます。

○秋池座長

ありがとうございました。

東日本大震災復興特別区域法について、進捗状況と効果の検証、今後の復興に向けた課題と対応の方向性、そして、今後起こり得る大規模災害への教訓というような観点を中心に、御意見や御質問があれば、お願いいたします。

田村構成員、お願いします。

○田村構成員

資料3「福島県以外の被災県」という書き方が気になります。工夫を検討してください。

資料2の復興まちづくりについては、すごくわかりやすい事例が示されており、復興の様子が具体的に理解できます。現在は、岩手県、宮城県のみ事例ですが、福島県については示すのが難しいのでしょうか。

資料4についても、8ページだけが目的・背景・概要がないので、書き方を再考ください。

34ページの最後のところ「災害の性質」というのは具体的に何を指すのでしょうか。また、「措置」と書かれていますが、教訓として発信するのであれば、施策という言葉の方がよろしいのではないかと思いました。

○秋池座長

ありがとうございました。

ほかの構成員の御意見も聞いてからまとめてご回答いただきます。

では、松本構成員、お願いします。

○松本構成員

今、御説明いただいた資料4についてなのですが、まず最初に自治体のほうで復興推進計画をつくる必要があったわけですね。そのときに、地域の企業が復興推進計画づくりの委員会が設置されて、そこで呼ばれたり、あと、中央の大学の先生が呼ばれて行ったり、いろいろなことが起こりました。私どもの会社の間も、ある自治体の計画づくりに関わったり、私も自治体から計画をつくるためのヒアリングを受けたりというようなこともありました。

教訓として残しておかないといけないと思うことは、その計画を策定すること自体が非常に大変だった。被災から余り時間がたっていない状況で、この後、自治体の支援の話とかがテーマとして出てくるようではありますけれども、それまで福祉政策を中心に業務をとり行ってきた各被災地の自治体が、産業の再生に至るようなところまで含めて、それぞ

れに計画を策定しなければならなかったし、それをさらに実施しなければならなかったところは非常に大変で、かなり多くの応援がほかの自治体や国からもお越しになったと。そのこと自体に被災地の自治体の方は大変感謝されてはいます。

しかし、もし国から応援するにしても、またはほかの自治体から応援するにしても、その枠組みが事前に設けられているとか、またはそもそも単純に各自治体に復興推進計画を策定するように指示すればよいというものではなかったのかもしれないということも含めて、教訓として残して考えておく必要があるのではないかと思います。

以上です。

#### ○秋池座長

ありがとうございます。

ほかの構成員は、この段階で何かおありですか。

では、姥浦構成員、お願いします。

#### ○姥浦構成員

まず、復興整備計画に関しましては、期間がワンストップ化で短縮されたというのは非常に大きなポイントだったのではないかとというふうに、ハード面の整備では考えておりました、これでよろしいのではないかと考えております。

当然、ワンストップに至るまでのいろいろな手続、下準備というか、結局その部分は残っているので、最終的に4～5カ月はかかるという部分があるのでしょうかけれども、ここまで除くのか、すべて市町村に与えてしまうのか、それともやはりこの程度の部分を残すのかということはあるかもしれませんが、少なくとも今回のこの部分の効果というのはあったのではないかと考えているところです。

もう一つ、27ページでございますが、実質地方負担ゼロだったということが今回の復興の非常に大きな部分ではないかと考えておりました、ここがよかったのか悪かったのかということについて、多分いろいろな議論があると思うのです。当然、メリットとしましては、自治体が望む事業がかなりの部分進んだということがあって、一方でデメリットとしては、それがちょっと過大だったのではないかと。いろいろな道路とかをつくり過ぎたのではないかと。それが最終的には、めぐりめぐって長期的には自治体の負担になっていくわけですが、このあたり、復興庁の方がかなりいろいろな批判を受けながらも頑張られたのかなという個人的な印象は持っていますが、とはいうものの、100%国費というのがどういう意味を持っていたのかということについては、もう少しいろいろな御意見があるかと思いますので、そのあたりを詳しく書いて、最終的にどうだったかというところの評価までは全然私はできずと思っていますので、だから次はどうしろという話では全くないのですが、とはいうものの、今回どういう意見があったのかということぐらひは記載しておいて、次に何かあったときにそれが、そもそもできるのかというあたりから次

はスタートすると思うのですが、たとえできたとして、どのあたりをどうすべきなのかということについての示唆をもう少し与えられるようなものになるといいのではないかと思います。

以上です。

○秋池座長

ありがとうございます。

この段階で、もしよろしければ、では、今まで来た質問や御意見に、お願いします。

○菊地参事官

田村先生から資料3で、福島県以外とはどこかという御指摘がございまして、趣旨としては、(2)のほうは東日本大震災の被災地という趣旨でございます。先ほど特区法の資料を御覧いただきましたけれども、特区法の適用対象となっておりますのは、北海道、青森、茨城、栃木、埼玉、千葉など、こういうところを含めた法律の適用の範囲になっております。

それから、復興の財政特例法がございましたけれども、それも被災3県に加えて他の県も対象としておりましたので、事業とか制度によって少し多義的でございますので、恐縮ですが、福島県以外の被災県、東日本大震災の被災地で福島県を除くところ全部にとというぐらいのふわっとした意味で書かせていただきました。

それから、資料2の復興まちづくりの関係で、今回は大船渡、女川の事例を出ささせていただきました。福島でも出せないかということございまして、ちょっと検討させていただければと思います。

○本位田参事官

資料にいただいた御意見、ありがとうございます。

恐らく1点だけ、34ページの言葉遣いでございますけれども、災害の性質並びに措置というところ、少し検討させていただきたいと思います。

○奥審議官

姥浦構成員のほうから、復興交付金に関して、基幹事業については実質地方負担ゼロということ、それに関してどのように評価をするのかと、どんな意見があったのかということに関してですが、後ほど復興の財源と規模の話もあわせて御説明する中で、自治体負担のお話が出てまいりますので、またそのときに改めて触れたいと思います。

○秋池座長

ありがとうございます。

それでは、後ほどまた議論の機会もございますので、次に移りたいと思います。

「福島復興再生特別措置法」について御説明をお願いいたします。これは資料5の御説明の後に質疑がございます。お願いします。

#### ○小山統括官

では、資料5に基づきまして、再生特別措置法について説明をさせていただきます。ちょっと喉の調子が悪いので失礼いたします。

第2回では施策一般について御説明をいたしましたが、今回はそれを支える仕組みというところで、特別措置法にフォーカスをして説明いたします。

1枚めくっていただきまして、本日は、特措法の概要の後に、施策の進捗状況・効果検証、3番目に主要関連施策、4番目に今後の課題、施策の方向性ということで4つの柱に沿って説明をし、その間で前回宿題をいただきましたものについても説明をさせていただきますと思います。

2ページ目から3ページ目、特措法の概要。これは一度御説明いたしましたので、ポイントだけ申し上げます。

福島復興再生特別措置法、いわゆる特措法につきましては、この法律のもとで福島復興再生基本方針というものをつくります。この中には大きく分けて左側の避難指示の対象となった区域の復興・再生、もう一つ右側、福島県全域の復興・再生、この2つの内容が含まれております。

まず左側ですが、避難指示の対象となった地域につきましては、避難解除等区域については国が再生計画を作成し、また、帰還困難区域については特定復興再生拠点区域復興再生計画を作成するというようになっておりまして、これにつきましては、国が工事を代行したり、各種の特例措置が認められております。

また、この避難指示があった区域につきましては、住民の帰還の促進を図るための措置として、各種の交付金、さらにはソフト事業の実施等が定められております。また、福島相双復興推進機構という官民連携機構、いわゆる相双機構につきましては、その体制強化等も記述されております。

右側、福島県全域につきましては、産業復興再生計画に基づきまして、各種の減免措置。

4番目でありまして、そのうち重点推進計画によりまして、重点分野についての各種拠点の整備、特に福島イノベーション・コースト構想の推進の法定化などがされております。

その他ということで、風評払拭への対応等についても記述されております。

4ページ目はそれを図示したものであります。特措法のもとに基本方針がつけられ、基本的に左側の2つが避難指示があった区域についての計画でありまして、県または市町村が申し出を作成し、国が認定する。右側の2つ、3と4は県全域を対象としたもので、県が作成し、国が認定をするということでありまして、4の下の方のイノベーション・コースト構想に関連する区域につきましては、ここに書いてあるような特例が認められている。

それ以外にも、その他の計画ということで、生活拠点形成事業計画、帰還環境整備事業計画等々がつけられて、県、避難先自治体が作成するという各種の計画に基本方針、特別措置法のもとで策定することになっております。

その進捗状況なのですが、6ページを御覧いただきます。これも前回説明いたしましたので、最近の変更の部分だけ説明いたしますと、今までに3回大きな改正が行われております。最近の改正では、左側に「特定復興再生拠点区域」制度の創設ということで、右側に行きますが、6町村全てで計画が認定され、事業が着手されております。官民合同チームの体制強化についても実施されております。イノベーション・コースト構想につきましても、この構想に基づきまして、各種の施設が順次開始しております。また、風評払拭への対応ということでも、右側にありますが、福島県産農産物流通実態調査を実施して、各種の指導・助言を行っているところであります。各種法制度については、一応成果が出始めていると考えてよろしいかと思っております。

7ページは、今申し上げました特定復興再生拠点区域の整備計画の概要であります。これについても前回説明いたしましたので、簡単な説明に抑えますが、6町村において、認定を行う全ての区域において既に事業が開始されております。全ての地域において、2022年または2023年春を目標に避難指示の解除が行われるという方向で進められているところであります。

8ページであります。これについても前回説明いたしましたが、これは予算事業の面での主要な事業内容及びその成果であります。福島再生加速化交付金というものであります。長期に避難されている方の生活拠点の整備または帰還をされる人のための生活環境の整備、まちづくり等を支援しているもので、既に4600億円が配分されて、事業を支援しているところであります。

右側にあります事業のイメージとして、一番上の四角であります。帰還環境の整備。各種公営住宅の整備とか産業団地の整備が行われておりますし、長期避難者、避難をされている方のための公営住宅の整備、コミュニティ支援、また、福島定住等緊急支援ということで、いわゆる子供の運動機会確保のための施策等々が行われております。

9ページにその主なわかりやすい例としてのモデルを示しておりますが、生活拠点整備ということで、復興再生拠点以外に小中学校、道路、住宅等の整備が進められております。

また、健康管理ということで、個人線量の管理として、右側にある写真のような線量計が既に配布されております。

3番目として、農林水産業再開のための環境整備ということで、圃場整備、既に多くの地域で事業に着手されております。また、ため池、木材加工流通施設の整備を進められているところであります。

4番目、戻っていらっしゃる方にとっては特に商工業の整備というのが重要なものですから、ここに書いてありますような商店街を初め、14団地で既に供用開始され、7団地で事業に着手されているという産業団地以外にも、商店街における事業所の整備が進められ

ているところであります。

10ページ、先ほどの税制であります、特に福島県において使われている税制というのがこの税制であります。まず、上半分が12市町村の避難解除区域における税制ですが、ここにおいては特別償却、税額控除の特例措置、被災雇用者等を雇用した場合の特例措置が設けられておりまして、実際に活用状況として、課税の特例として、避難区域等における企業立地で120件、避難解除区域等において3,000件の確認が既にされております。

これ以外の福島県全体といたしましても、県内全市町村を対象としたものについて、機械等の特別償却、被災雇用者等を雇用した場合の特例措置等々が既に認められておりまして、全体として活用件数は約2,000件、投資額は7700億円余りとなっております。

この制度内容については詳細を申し上げますが、12市町村のほうが、より手厚い措置というふうに考えていただければ結構かと思えます。

11ページは税ではなく、今度は企業立地補助金であります。これも前回説明いたしましたのでポイントだけ申し上げますと、下に各種の補助金が載っておりますが、新規立地・増設というものを補助金で支援しております。工場の新規立地・増設について最大30億円まで、補助率についても中小企業については4分の3までが認められております。そのうち交付決定件数及び新規雇用者数は、ここに書いてあるとおりであります。全部合わせると1万人を越すほどの新規雇用者が既にいるという状況であります。

次は、12ページ、それ以外の住民の居住・避難状況であります。これについても既に説明をさせていただきましたので、簡単に説明いたしますと、住民帰還の状況は、避難指示が解除された地域の居住者数、左上であります、約1.5万人ということで、実際の住民基本台帳の人口に比べるとまだ2割前後ということであります。

下のグラフでございますように、避難指示の解除が早かった地域においては、「戻っている」または「戻りたい」という方が多い一方、避難指示の解除がおくれた地域においては、やはり「戻らない」という方が多いというような状況は、前回説明したとおりでございます。

13ページであります、前回、戻らないと決めている理由はどういうところにあるのか指標はないかというお話がありましたので、参考までに載せさせていただきました。ピンク色のところは、避難先のほうで自宅を購入したとか、生活基盤ができた、生活利便性が高いというものが、この5市町村それぞれ共通で載っております。また、それ以外に、オレンジ色の医療環境に不安があるからというのも上位に挙げられている状況でありますので、やはりこういう方については、なかなかお戻りになるのは難しい状況かと思えます。

14ページは帰還を判断するために必要な条件。これは前回説明したとおりでありますので、やはり医療機関、商業施設というところが重要なファクターになっているというのが御覧いただけるかと思えます。

産業のほうに移ります。15ページであります。15ページの表は前回御説明したとおりであります、福島県の製造品出荷額、右側のグラフで見ていただきますと、オレンジ色の

線は震災前と比べて一応100%を超えましたが、全国に比べて低い水準。グレーが12市町村なのですが、これについては震災直後半分程度まで落ち込んだのですが、その後、回復傾向にある。しかし、やはり8割弱と。特にオレンジ色のところ、双葉郡につきましては2割弱ということで、非常に厳しい状況であることがわかっていただけたと思います。

この原因については何か、もう少し調べてはどうかというお話がありましたので、16ページ以降、ポイントだけなのですが、調べてみました。国内の産業全体、あるいは輸出入の動向等も関係しておりますが、まず右側のほうを見ていただきますと、これは福島県の工業統計調査によるのですが、青が全国、赤が福島であります。それについてはやはり事業所数は多少減っておりますが、特に福島、双葉郡、12市町村におきまして、双葉郡については全体の2割しか戻っていない。それに引きずられまして、12市町村全体としても6割の事業所数詞かないということで、これがやはり左側にあります製造品出荷額の推移にも大きく影響しているのではないかと。その大きな要因の一つであるという可能性を考えられると思います。

17ページであります。産業別に見ました。これは左側が12市町村、右側2つが双葉郡であります。全体を見ていただきますと、まず12市町村で見ますと、やはり全体として下がっておりますが、非常にわかりやすいのはオレンジ色といえますか黄色の電気・ガス・水道・廃棄物事業というものが大幅に小さくなっております。これは震災前の主要産業であった電力産業等が大幅に縮小したということがわかっていただけたと思います。

一方で、この灰色の部分は建設業であります。これにつきましては、復興再生の取り組み、復興事業を中心とした建設業が非常にふえたというのがわかっていただけたと思いますし、右側、双葉郡を見ていただきますと、その傾向はより顕著であります。今後は、復興事業が一段落した後にはどうするかということにつきましては、まさに新しい産業でありますイノベーション・コースト構想に載っていますような廃炉、ロボット、エネルギー、さらには農業といったものを中心に、新しい産業を中につくっていく必要性がますます大きくなったというのがわかっていただけたのではないかと存じます。

18ページ以降は農林水産業であります。18ページ、前回説明をいたしました。左下の表、農業算出額につきましては、まだ9割前後ということでもあります。震災前に比べて全国は114%でありますので、やはり伸び率は低い、または下がっているということかと思えます。

真ん中の林業につきましても、100に対して81。全国が107%に上がっていることに比べますと、やはり産地再生が重要な課題ということかと思えます。

さらに、水産業につきましては、国全体としては横ばいなのですが、特に福島県におきましては濃い色の青、水揚げ量は約4割、水揚げ金額は3割にとどまっているというのが現状であります。水揚げ・販路拡大の本格的な操業再開が重要な課題ということでもあります。さらにもう少しこれを詳しく説明していただきたいという話がありましたので、19ページ以降で調べてみましたので、御報告いたします。

まず、農産品につきましては、左の表を見ていただきますと、米、牛肉、ヒラメ、これは震災前は同じか少し安い程度で済んでいたのですが、やはり震災直後、水産物は急に大きく下がりました。その後、回復傾向にありますが、まだ全国水準には戻っていないという状況であります。

また、桃、干し柿、ピーマン等についても、それぞれ品目に差はありますが、まだ下がる品目もございます。

右側であります。放射性物質を理由に福島県産品の購入をためらう方の数字なのですが、福島県は赤であります。減少傾向にあるというのは確かなのですが、12%の方がまだ購入をためらっているという状況。これは消費者庁の調査であります。

20ページであります。農業算出額、つまりサプライ側から見ますと、少し詳しく左上から見ていただきますと、算出額は先ほど申したように89%、林業は81%、水揚げ量は38%、30%という数字。これは先ほど説明したとおりです。

次は21ページ、農業につきましては、算出額ベース、つまり需要・価格面で見ますと、まず、左上のキュウリ、ピーマンというところを見ていただきますと、これらの品目については基本的には震災前後で大きな変更はありませんが、下の3つ、牛肉（和牛）、米、桃といったものにつきましては、平均的な価格差、以前からあったものについてもまだ残っているという品目がございます。これらの固定化の原因としては、上の四角の下にありますが、他府県による代替が進み、それで需要が賄われてしまっている。流通構造の変化があるのではないかとこのものがあります。

また、品目別に見ましても、ヒアリングの結果、右の四角の中ではありますが、例えば桃ですと、贈答用品に使う業者が減少したということがあります。

22ページ、供給面で見ますと、価格は今、申し上げたとおりなのですが、キュウリ、ピーマン、上の2つにつきましては、価格は落ちていないのですが、被災12市町村において営農休止が続いているという影響も考えられますが、生産量は残念ながらふえていない。かなり減っているという状況であります。牛肉、米、桃等につきましては、原子力被災12市町村において営農休止が続いている影響も考えられるのではないかと思います。

ちなみに、上の四角の下に書いてありますが、12市町村の営農再開面積の割合は約25%ということで、これは福島県の耕地面積の1割に相当するもので、その分が下がっているというのが大きな要因ではないかと考えられます。

ただし、一番下の右の桃は、福島県でも会津及び仲通でつくっているものですが、これにつきましては出荷量がふえているというような状況になります。

時間が迫ってまいりましたので、次以降は簡単に説明いたします。

23ページ、先ほど説明いたしましたように、福島県産品の食品の購入をためらう方については、減ってはいるものの、残念ながらまだ1割前後、12%の方がいらっしゃるという状況であります。

ただ、24ページを見ていただきますと、これは農産物流通実態調査からとったものなの

ですが、実は納入業者が納入先の意向をよりネガティブに見ているというのが非常にわかりやすい表であります。左側の評価する側、例えば卸売を見ていただきますと、これは5点満点で5点が「前向き」、3点が「どちらともいえない」、「後ろ向き」は1点なのですが、卸売は福島県産品を扱うことについては4点ということで非常に高い、みずからのことを評価しているのですが、あるいはその先の小売、外食につきましては2.8で、やや後ろ向きなのではないかと考えている様子が非常によくわかると思います。一番下でありませんが、消費者は3.2ということで、プラスの評価をしているということで、卸売、仲卸が、より川下について、よりネガティブな反応をしているというのが一つの原因ではないかということで、これらについては各種の支援及び指示等々を行っているところであります。

25、26ページは林業であります。左のグラフを見ていただきますと、林業につきましては、価格は22年の東日本大震災のときには多少安かったということで、福島県産は計算しますと約90.7%の数字になりましたが、現在は78.3%。1万633円は78.3%に当たりますので、全国平均から見ると差が拡大している。

右側の干ししいたけについても同様であります。干ししいたけというのは主に原木より生産するというので、一般的には風評被害が強いと考えられるものなのですが、22年のときは差は非常に少なく、割合で言うと約97.1%、4,161円でありました。その後、生産制限を過ぎた後に現在では3,614円、75.9%という価格でありますので、これはやはり需要に影響を与えているということが考えられると思います。

26ページは供給面ですが、木材の生産量は、左にありますように全国に比べて9%ポイント程度低い。しいたけにつきましては、特に原木しいたけは全国が震災前の61%に対して、まだ11%しか戻っていないということで、50%ポイント低いということで、これは生産の再開がおくれていることが明らかではないかと思えます。

27、28ページは水産業であります。水産業につきましては、水揚げ量、下の表を見ていただきますと2万4000トン余りだったものが9,300トン、価格も273円が212円ということで、これは魚種ごとに状況は異なるのですが、主要な魚市場で取り扱う水産物はやはり下落している。こうしたことから、下の表で先ほど申し上げたとおり、水揚げ金額は依然として低調ということであります。

28ページは魚種ごとに見たものであります。こうやって見ていただきますと、戻ったもの、戻らないもの、これは非常に魚種ごとに状況が異なります。これにつきましては、他の漁場での不良とかの影響がありまして、原子力災害の影響を単独には取り出しにくいということかと思えます。

29ページは外国人宿泊者数。これについては、前回説明いたしましたので、省略させていただきます。

次に30ページ、風評被害に対する主な対応をクロノロジーとして示していただきたいという話がありましたので、主なものだけ、25年3月からのものであります。風評対策をパッケージとして取りまとめまして、基礎的情報を各省庁が取りまとめて、一体となって

つくりました。

その1年後には、風評対策強化指針というものを取りまとめまして、右側にあります「風評の払拭に向けて」という、これは今、5カ国語でつくりまして、国際的な対応をしています。G7、伊勢志摩サミットなどでも情報発信をいたしました。

また、最近、平成29年12月については、強化戦略を策定いたしまして、これにつきましては、今までのものをさらに拡大・強化いたしまして、パンフレット、これはどこに届けるかということも含めてつくりました。あとは漫画、これは最近よく読まれておりますので、1週間で100万程度のダウンロードがあったとか、ホームページ、テレビCM、パンフレットの配布、これには全国の医師会の御協力もいただきました。海外への情報発信とともに、特に子供たちにわかっていたいただきたいということで副読本を作成いたしまして、小中高生全員に1450万部配布いたしまして、文科省と今、その活用を検討させていただいているところであります。

以上であります、主要関連施策につきまして、32ページ、イノベーション・コースト構想の推進体制については前回のとおりであります。

33ページで、主に何をしているのかということについて、産業集積、教育・人材育成について、わかりやすい例を幾つか載せてございます。

34ページに、大学との連携はどのようなものがあるかということで、大きく2つ書かせていただいております。これは御質問のあった点であります、「復興知」という授業がございます。これは市町村に活動拠点を置いて、大学が教育・研究活動を根づかせるということで、ここに書いてありますように、各種の大学、採択件数、その下に書いてありますが、2018年度、2019年度を合わせて33大学、55のプログラムについて推進をしているところであります。

それ以外にも、拠点施設ということで廃炉関連の研究開発拠点、教育拠点ということで、ここに書いてあるCLADSが富岡町にあります。これについては東京大学など既に幾つかの研究を実施しておりますし、下の檜葉にあります遠隔技術開発センター、モックアップセンターとも呼ばれておりますが、これはバーチャルリアリティなども使いまして、150件以上の実証実験を行っております。

右側であります、福島ロボットテストフィールドにつきましても、既に9者の研究室への入居が始まって、大学なども入っていただいたということであります。

35ページ以降については農業の再開状況、36ページは地元の意見交換の概要を載せておりまして、37ページに今後の方策として、大規模で労働生産性の高い農業を経営することが必要だということで、今、事業を進めようとしているところであります。

少し時間がなくなりましたので、39ページ、「今後の課題、施策の方向性」。これは一定程度、教育内容を含んでおりますが、まず1番目として、避難解除区域等の復興・再生のためには何が必要かということで、住民帰還については、帰還環境整備ということで、ハードウェアについては一定程度前進したと思われませんが、先ほど申し上げたように、住

民意向調査を踏まえますと、帰還促進だけで地域の復興・再生を実現することは困難ではないかということで、今回は、地元の皆様のお声、さらに与党提言を踏まえまして、交流・関係人口の拡大や移住、いわゆるUIJターンの促進、専門人材の活用、企業立地や創業の支援等、新たな活力を呼び込む施策の強化などを見直す必要があるのではないかと。

また、重要な産業であります農業につきましても、外部の産業を含めて、農地の利用集積や六次化施設の促進を図る仕組みを創設し、営農再開を加速化させることが必要というのが1つ目の大きな柱であります。

2番目は、前向きな新しい産業育成ということで、福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積ということで、各種の特例措置などを通じまして、製造品出荷額が一定程度は回復したけれども、やはり全国と比較すると低調であるということで、産業集積の加速化、人材育成をさらに進める。そのためには中核的な機関であるイノベーション・コースト構想推進機構に対する制度整備などが必要ではないかと考えております。

「その他」であります。先ほど現行制度について概要を説明いたしました。非常に複数でわかりにくいという御指摘もありますので、この計画体系を見直して、さらに、震災直後はなかなか地元の事業体のほうもお忙しいということがあったのですが、今後は県が主体となって、地元事情を十分にわかった上で作成するという体制づくりを進めていくことが必要ではないか。さらに、海外における風評対策の措置が必要ではないかということで考えております。

説明が長くなりまして申しわけありませんが、以上であります。

#### ○秋池座長

ありがとうございました。

福島復興再生特別措置法について、御意見、御質問があればお願いします。

藤沢構成員、お願いします。

#### ○藤沢構成員

コメントが4点ございます。

まず、12ページを御覧いただきますと、住民意向調査でなかなか双葉町、大熊町などは戻らないという方もいらっしゃる。改めて、自治体としてこういった方々とどう向き合っていくのかというのは難しい局面にあると理解しております。

あわせて、15ページ、16ページを見ましても、特に双葉郡が非常に、当然ですけれども、まだまだ状況は厳しいというところがうかがえます。そういったところから、福島全体というよりかは、とりわけ双葉郡のほうで自治体単位で今後事業を進めることのかかなり困難な状況があると感じておりまして、引き続き、国、県が相当なサポートをしないと復興が進まないと感じておりますというのが1点。

続いて、23ページ、24ページで、今回かなりページを割いて福島の農業、林業、水産業

の状況を説明いただきまして、ありがとうございました。23 ページでも、食品を買うことをためらっている方が福島県だと 12.5%というのがありますけれども、その次の 24 ページが非常に重要な資料のように思います。要は、卸が福島の食品について、実態よりもネガティブに評価しているということです。それによって実際に生産者から仕入れていない、あるいは安く買っているというところが見受けられる資料だと思います。風評対策は別のページでも説明いただいたように、一般向けには相当やっていたと思いますが、改めて流通段階での課題というの、一般向けも同様ですけれども、やはり大きな課題があるのだなと理解いたしました。

そういった意味で、幾つかやられていると思いますけれども、改めて今後、流通段階でどう風評といたしますか、こういった状況を改善するののかということが大きな課題であろうと。このあたりはやはり個別自治体等では限界もあるように見受けられまして、国、県の役割も大きなものがあると感じているところです。

加えまして、3 つ目は 33 ページ、34 ページで、イノベーション・コースト構想のお話を簡単に触れていただいておりますけれども、先ほど来申し上げている、とりわけ双葉 8 町村での産業面なり避難者の方々をどう対応していくのかというのが難しい課題で、1 つはイノベーション・コースト構想なり推進機構が大きな役割を担っていると感じておりますけれども、33 ページを見ると、ここまでは被害に遭われた事業者に寄り添った支援が中心だったのかなと感じておりますが、同時に、被災された方々がもとに戻るだけでは、この地域の復興が成り立つというふうには感じられませんので、そもそもこの地域の課題、先ほどの農業、水産業の課題でしたりとか、流通構造の課題とか、そういったあたりをこの機構を中心に調査・分析していただいて、寄り添うことに加えて、より抜本的な手を打っていかないと、なかなか地域の産業復興が成り立たないのではないかと感じましたので、寄り添うことに加えた、より先を見た分析支援が必要だろうと感じております。

最後に 39 ページが今後の方策で、「3. その他」で後は地元主体になってという表現がありました。長い意味ではもちろんそうだと思うのですが、これまでも申し上げたように、特措法を初め、福島の復興に向けて、ようやく復興が始まったぐらいの地域もございまして、まだまだ役割が大きいように感じていますので、即時に県のみが主体になってやる段階ではないのかなということ、この辺の時間軸でしたりとか、国がどこまで役割を持ってやっていくのかということは整理が必要で、この言葉だけがひとり歩きすると誤解を招くのかなと感じましたので、引き続きこういった特措法等の継続でしたり、国としてのかかわりの継続などが必要だと感じております。

以上です。

○秋池座長

ありがとうございます。

ほかはいいですか。

増田座長代理をお願いします。

○増田座長代理

1点だけです。39ページの最後のまとめの「その他」のところで、先ほど御説明もございましたが、複数系等に分かれている計画体系を見直すと、それから、県が主体となって地元事情を勘案と。特に福島の特措法は被害が大きかったがゆえに、計画を幾つかつくるような形になっていますけれども、できるだけシンプルにしていく必要があると思いますのと、それから、御説明にもございましたが、市町村が大変な打撃を受けているということと、中でも産業復興再生計画のような産業政策全般は、市町村も従来、個別にはやっていたけれども、統一的な産業政策という、これは県ですので、法律上も計画作成は県となっております。それはそれでいいと思うのですが、ほかの計画も通じて、県が主体となるという仕組みが私もいいと思いますが、地元事情を勘案しながらというこの地元事情。市町村あるいは住民の意向ですとか市町村の考え方をどういう形できちんと汲み上げていくのか。ここがこれからすごく大事になるのではないかと思います。法律上、わざわざ協議とか仰々しいことをつくるとかいう話ではなくて、実態的に市町村の意向が県の計画にうまく反映するようなやり方を、今回の福島の事例を、市町村の話の聞いたり、県の話の聞いたりして、よく検証していただいた上に、スムーズに流れるようにしていただきたい。

その関係で言うと、1つ前の東日本の特別区域法のほうも実は同じような話なのかなと思って、先ほど黙っていましたが、松本構成員が少し触れられましたが、こちらは市町村が主体になってつくるわけですけれども、実際には市町村も相当打撃を受けているので、前の法律ですと復興推進計画と復興交付金事業計画をつくるということになっているのですが、市町村がつくる時の負担をできるだけ軽減しつつ、有効な計画をつくるようにしていく。

東日本の後から、国全体で大規模災害からの復興に関する法律ができ上がって、恐らくこれからは復興整備計画を市町村がつくる。あと、交付金があれば交付金の事業計画で、全国の自治体は多分、大規模な災害があった場合にはこちらの形になっていくと思うのですが、いずれにしても恐らく市町村が中心となってつくる時に、どれだけ仕事がいっぱいあって、体制も弱い中で、県がフォローできるのか。あと、国の認定のときにどれだけ負担軽減を考えていくのかということ、今回の教訓としてよく検証していく必要があるのではないかと思います。

○秋池座長

どうもありがとうございます。

それでは、次に進みたいと思います。復旧・復興事業の規模と財源について、御説明をお願いします。

## ○奥審議官

それでは、資料6に沿いまして、復旧・復興事業の規模と財源について、御説明をさせていただきます。

まず、1ページでありますけれども、これまでの復旧・復興事業とそれを支える財源のフレームの推移をあらわしたものでございます。ざっくり申し上げますと、当初5年間につきましては、最初に19兆円の財源を用意し、復旧・復興事業を実施していくという形でありましたが、現在は、その後いろいろ推移をたどりまして、10年間の復興期間内において32兆円程度の復興財源フレームというものになっています。

その枠囲いを書いてありますように、当初の5年間、すなわち集中復興期間の5年間の事業規模、一番左端にありますように19兆円でございます。その後、復興の進捗に応じて平成25年1月、さらには平成27年1月に見直しをして、事業規模が拡大するとともに、その裏づけとなる復興財源を手当てするということをやってまいりました。後期5年が始まるに当たり、平成27年6月に現在の32兆円程度の復興財源フレームという形になっています。

それぞれの事業の積み上げは、棒グラフの左側の事業費という欄にふえていく過程が書いてありまして、その財源手当ては右側の財源という欄に書いています。例えば左から2つ目の平成25年1月の19兆円から25兆円に拡大をしたときには、国の一般会計予算の決算で出た剰余金の活用や、あるいは日本郵政の株式売却収入を復興財源として充てるといったことを決め、それによって財源手当てを増額するといったことを行ってきました。

続きまして、2ページは、復興財源フレームの累積の執行状況を分野別に示した棒グラフでございます。一番右端の平成30年度が決算の出ている直近の年度ですが、32兆円のフレームに対して、現在までの執行見込みは28兆6,801億円です。これが令和2年度までの残り2年間の32兆のフレームということになっています。色別は、4本柱と震災復興特別交付税、その他利払い費などというふうに区分をしたものでございまして、どういう分野にどのくらいの金額が累積で使われているかというのが、これを御覧いただけますと、おわかりいただけるかと思えます。

続きまして、3ページと4ページにまたがりまして、これは先ほどから申し上げております復興財源フレームを毎年の予算にしていく過程で、実際にはどういう仕組みになっているのかということをお示しするためにつけた資料です。東日本大震災の発災1年後から、東日本大震災復興特別会計というものをつくりまして、復興事業は国の一般会計とは別に経理をするということにいたしました。

その経理の仕方を書いてあるのが3ページです。平成24年度から東日本大震災復興特別会計を設置とありまして、復興に係る国の資金の流れを透明化するとともに、復興債という国債を発行いたしまして、つなぎ資金を確保し、それで事業を執行しています。つなぎ資金といいますのは復興特別税です。所得税、法人税等を増税しましたがけれども、その税

収などが入ってくる、あるいは株の売却収入が入ってくるまでの間、復興債を発行し、後に復興債の元利償還費を復興特会から国債整理基金特別会計という国の別の会計に入れて、そして借金を返していくという形をとっています。

東日本大震災復興特別会計の歳入と歳出項目を御覧いただきますと、歳出項目は、復興事業そのもの、復興経費というものが大部分を占めております。国債整理基金特別会計繰り入れについては後ほど御説明いたします。

左側の歳入項目ですけれども、これは復興財源収入というものがございまして、現在の姿は復興特別所得税、それから、一般会計から決算剰余金などを繰り入れたりするということ。そして、税外収入というものが入ってくる。

この歳入と歳出のアンバランスの部分ですね。歳出項目の下にあるのは、その年その年に復興債の償還や利払いをするために必要な額を計上します。歳入項目では、復興債という国債を発行して、つなぎ資金として収支尻を合わせているということになっています。

右側の国債整理基金特別会計におきましては、特別会計からの繰り入れと、特別会計外で経理をされております日本郵政やJTの株式の売り払い収入などが入っておりまして、それが歳入に立ちまして、歳出でその年その年の復興債償還費を計上して償還していくという形になっております。

これを具体的に、平成30年度、令和元年度予算にトレースをしたものが4ページに表れております。それぞれの歳入・歳出項目、3ページの表記と合わせてあります。例えば、平成30年度において、復興特別所得税の収入は4,003億円。歳出項目であれば、東日本大震災の復興経費というのは1兆9,610億円。これらを御覧いただくことができるかと思えます。

続きまして、5ページは、今、申し上げました毎年度の当初予算の項目別4本柱などが、これまでどういった数字で推移してきたかということをお示ししているものでございます。上から4つが復興事業の本体と申しますか、各省庁が執行する部分もありますけれども、復興庁が所管している予算であり、一番右端、令和元年度であれば1兆4,781億円ということがおわかりいただけるかと思えます。

さらに、その小計の欄の下に、先ほども少し話が出てまいりまして、この後お話しいたしますけれども、地方自治体の負担を軽減することなどのために、自治体に交付しております震災復興特別交付税の推移が示されております。例えば令和元年度で3,246億円。その他として、予備費3,000億円や、その年に必要となる復興債の元利償還費など、合わせて3,320億円。合計で復興特別会計の予算は2兆1,348億円となっています。

続きまして、話題は変わりますけれども、6ページは、復旧・復興事業を行っていく上での自治体負担の軽減措置、どのようなものを講じているか、または講じてきたかということについて、お示しをするために作成した資料でございます。

下の表を御覧いただきますと、各復旧・復興事業がまず左端に並んでおりまして、さっき姥浦構成員が言及いただきました復興交付金事業の基幹事業と効果促進事業、それぞれ上から2つ目と3つ目に顔を出しております。

それから、その右の列には東日本大震災における当初5年間の集中復興期間の補助の姿、自治体負担の軽減措置の姿が示されておりまして、その右隣の太枠で囲ってありますのは現在、後期5年間の復興・創生期間にとられている自治体負担の軽減措置の姿が書かれています。一番右端は、阪神・淡路大震災などのその他の大災害の復旧・復興事業についての自治体負担の軽減の姿をあらわしたものでございます。

枠の御説明に入る前に、具体的な例を申し上げたほうがいいかと思っておりますので、上から2つ目の復興交付金事業の基幹事業と3つ目の効果促進事業を例にとりまして、具体例を申し上げたいと思っております。

まず、基幹事業ですが、基幹事業にはいろいろな種類の事業がございます。道路だったり、学校だったり、いろいろなものがありますけれども、それぞれに補助率が別々ですので、例えばということでわかりやすいように区画整理事業というものを例にとります。この区画整理事業の阪神・淡路大震災の欄を御覧いただきたいのですが、区画整理事業では、通常の補助率というのは国は3分の1なのですが、補助率の高いスキームも創設され2分の1に引き上がります。したがって、地方負担は3分の2から2分の1に引き下がるということがまずあるわけでありまして。これに残り2分の1、地方負担があるわけですが、この地方負担のうち、阪神・淡路大震災でありましたら、例えば地方債債務額の8割が交付税措置されるということでありますので、全事業の2分の1が地方負担となっていて、そのうちの2割強が実際の自治体の負担ということであります。正味、全事業の1割強分の自治体負担があるということになります。

そのような事業の集中復興期間と復興・創生期間の姿ですが、そこに書いてありますように、まず当初5年間の集中復興期間につきましては、区画整理事業ですと2分の1なのですが、通常補助率に加えて自治体負担、残っている2分の1のうちの半分を特別にかさ上げ補助するということがまず行われます。これによって、補助率が100分の75、4分の3になっているわけでありまして、これに加えて、さっきからお話が出ておりますが、震災特別交付税というものが出されて、地方の負担は全額負担を賄っているということで、地方負担はゼロというのが集中復興期間の姿でございます。

これにつきましては、この欄の右側、復興・創生期間の欄を見ていただきますと同じ表記になっておりますので、後期5年間につきましても同様の自治体負担ゼロの状態が続いているということでもあります。

続いて、比較するために、効果促進事業の欄を御覧いただきますと、効果促進事業につきましては、復興・創生期間中の措置、補助率は一律で効果促進事業というのは10分の8となっておりますけれども、これの一部自治体負担。10分の2が自治体負担となっておりますが、この2割のうち95%は震災特交が交付されますので、正味、自治体負担が残っている2割の5%が自治体の負担になるということでもあります。計算をすると2割の5%ということでもありますので、全事業費のうち1%が実質的には地方負担になっているということでございます。

したがって、基幹事業については、全額自治体負担はゼロ。効果促進事業については、集中復興期間から復興・創生期間に移る際に、全体の1%の自治体負担を求めている。

といったような、これを全部御説明するとちょっと時間がかかりますので残りの事業は省略をいたしますけれども、枠囲いにありますように、東日本大震災の復興事業におきましては、補助率について、まず、激甚災害法を上回るかさ上げが行われたほか、残る自治体負担についても震災復興特別交付税によりまして、集中復興期間である当初5年間は全額国庫負担が行われております。これは復興事業が膨大で、かつ小規模で財政力の低い自治体が多かったことに特別に配慮したものでございます。

そして、後期5年間の復興・創生期間に入りましてからは、一部の事業で自治体負担を導入し、自治体の自立につなげていくという観点から、自治体の負担を導入したところであります。

自治体負担の軽減によりまして、復興事業の加速化が図られまして、特に地震・津波被災地域のハード事業につきましては、前々回も御説明をしましたように、復興期間内におおむね完成する見込みとなっているということで、非常に早い復旧・復興を進めることができたということであろうかと思えます。

7ページでありますけれども、そういった自治体負担の軽減措置を行った結果として、現在、被災自治体の財政状況が発災前と比べてどうなっているかということをお示しするために作成した資料でございます。表の見方でありますけれども、左側に上から岩手県とその市町、真ん中が宮城県とその市町、一番下に福島県とその市町。それぞれ、岩手県とあるのは県レベルの財政指標であり、その下にあります市と町は、まず県庁所在地の市を一番上に持ってきてまして、その下に沿岸地域の被害が大きかった地域の町や市を、スペースの関係もありますので2つほど例示として掲げたものでございます。

そして、右側を見ていただきますと、地方税、実質公債費比率、財政力指数という3つの項目について、発災する前の年度と直近の平成29年度の数字を比較したものでございます。御覧いただきますと、地方税につきましては、県レベルではかなりふえているように見えますけれども、その下の市や町につきましては、低いままの数字や減った状態というところも散見されるのがわかるかと思えます。

右の実質公債費比率の欄ですけれども、この実質公債費比率というのは、地方公共団体の借金の元利償還費がその市や町の財政規模に対して占めている割合を示しているものでありまして、当然、下がれば財政状態はよくなるということになるかと思えます。

その右の財政力指数の欄ですけれども、この財政力指数というのは基準財政収入額を基準財政需要額で割ったもの、つまり、入りを出で割ったものの3年平均というのが財政力指数であります。この財政力指数につきましても、したがって、収入が支出に対して大きくなれば数字はよくなるわけでありまして、数字が改善していれば財政状況は楽になっていることを示すということかと思えます。

そのような数字の総括が上の枠に書いてありますけれども、まず県レベルで見た被災3県の財政状況、これは震災前の水準を超えて、地方税につきましても、財政力指数で見ても、震災前の水準を超えて回復し、その伸び率はおおむね全国水準。下に小さい字で書いてありますけれども、全国では都道府県平均で財政力指数というのはこの間ほぼ横ばいになっておりますので、例えば岩手県であれば、財政力指数プラス0.05ということでありますから、おおむね全国水準を上回った伸び率になっているということが見られるかと思えます。

ただ、これら県の財政状況が改善している要因として、復興事業そのものがきいて、その法人関係諸税が県の収入としてかなり多く入ってきているからかもしれない。そういう影響が大きいのではないかということが考えられるわけであります。したがって、復興事業がハード事業を中心に徐々にこれから縮小していくという状況の中で、中長期的に財政基盤が維持できるのかというのが大きな課題になってくるのではないかということがあります。

次の○ですけれども、帰還困難区域を抱える福島県につきましては、県レベルは比較的良好な状態ではありますが、特に福島県の沿岸地域、一部市町村につきましては、双葉や浪江の数字を御覧いただきますと、地方税は発災前に比べて4割や6割以上減っているという状態であり、財政力指数も悪化をしている状態にあります。したがって、財政的にはまだ非常に困難な状況が続いているということでございます。

最後に、8ページから9ページにかけて、今後の課題と教訓につきまして、御説明いたします。まず、今後の課題や施策の方向性であります。本年3月に閣議決定いたしました復興の基本方針、8月に公表されました与党の第8次提言、それらに沿って、これまでの復興施策の進捗状況や効果検証、被災自治体の要望、国と地方の適切な役割分担、他の大規模災害の実例等を踏まえながら、復興・創生期間後も対応が必要な事業を整理して、これを確実に実施できるよう復興を支える仕組みのあり方について検討する必要とあります。

その下に抜粋を掲載してありますが、復興の基本方針や第8次提言、ここには下線を引いてありますように、復興・創生期間後も対応が必要な事業を確実に実施できるよう、復興を支える仕組みのあり方について検討するとあります。与党提言にも、真ん中の●にありますように、今後の支援のあり方を検討する際には、地震・津波被災地域においては、速やかな復興の完了と自立に向け、といったような記載があります。そういった趣旨を踏まえて検討していきたいと考えているところでございます。

最後に9ページ、今後の教訓ということでありまして、1つ目の○、東日本大震災では、甚大な被害によって自治体そのものの機能が失われるといったような事態も多発しました。膨大な復旧・復興事業、先ほど松本構成員からも御指摘がありましたが、自治体の機能がパンクするといったようなこともありました。そういう中で、今、32兆の復興財源フレームの策定を初め、今回講じられた前例のない手厚い財政支援というのは、

これは姥浦構成員からも先ほど御指摘いただいたところではありますが、まずは被災自治体が安心して復興事業に取り組むことを可能とするという意味で、復興の加速化に大いに資する措置であったと考えられます。

他方で、こうした手厚い財政支援が行われたのは、国民からの幅広い理解があつてのことであつて、増税も行われましたし、大幅な歳出カットなどもありました。それらによって財源が手当てできたからこそ、初めて可能となったということ。この両面を理解しておく必要があるのではないかとということ。

2つ目の○ですが、今後のことであります。災害多発国である日本におきましては、今後、中長期的に南海トラフ地震を初めとする大規模災害への対応が不可欠となる可能性が高いので、将来において円滑な災害対応のあり方を平時から検討しておくことが必要。そのためには、今回の東日本大震災を含め、類似の大規模災害、熊本地震など、あるいは近年は豪雨被害もあろうかと思えます。それらの復旧・復興施策について、復興事業の進捗に応じて、施策の必要性、効果が直接的に復旧・復興につながるのかどうか。また、他の被災地との公平性などの観点に照らしまして、不断の見直し、精査を行いまして、広く将来の大規模災害の復旧・復興施策に生かしていくことが重要と考えられます。

私からは以上でございます。

#### ○秋池座長

ありがとうございます。

本日、12時半まで時間をいただいております、時間どおりに終わらせたほうが良いと考えておりますのと、早目に退出される構成員もいらっしゃいますが、最後のテーマに「取りまとめに向けた論点整理」というものがございます。

では、7、8をやっていただくことにいたします。自治体支援について、お願いします。後でまとめて6から8までの意見交換をできればと思います。

#### ○石田統括官

それでは、お手元の資料7、自治体支援を説明させていただきます。復興庁と総務省のほうからの御説明になります。

1枚めくっていただきまして、右下2ページ、今回御説明します自治体支援と申します部分は、先ほどまで説明しておりましたいろいろな取り組みを支える部分ということで、下の赤枠にあります人的支援、特別の交付税、取り崩し型復興基金の3点でございます。それぞれ細かく3ページ以降にございます。

3ページから人的支援の全体像でございますが、大きく3つの施策で支援をしてきております。上のほうからⅠ、Ⅱ、Ⅲとありますが、全国の自治体から被災市町村にそれぞれいろいろ、専門職がない、そもそもベースの数が足りないとありましたので、御協力をいただいて、公共団体から公共団体へ職員の派遣をいただいたもの。Ⅱが任期付職員採用

ということで、被災された公共団体のほうにおいて公務員ではない方を臨時の任期付職員として採用いただくというパターン。Ⅲとして、復興庁において非常勤の国家公務員として任期付職員を復興庁が採用して、それを被災市町村に派遣させていただいて、駐在いただくというパターン。いずれにしても、この3つとも、これまで経費は全額国費で支援をさせていただいております。

下のほうの表を見ていただきますと、必要として上がってきたこれだけの職員を送ってほしいという数、徐々に減ってきておりますが、ピーク時の2,700人余りから今は2,000人余りになっております。これまでそれに応えようとしていろいろ御協力いただいたり、採用に努めてまいりましたが、青い枠を見ていただくと、大体9割前後、最近少し数が減ってきましたので95%程度、その数に何とかお応えしているという状況でございます。

細かい各市町村の数字は4ページになります。

これに関しまして、5ページ、評価等でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、一応9割程度要望に対して応えてきたということ。2つ目の○ですが、復興庁のほうで直接採用して送り込むというようなスキーム。これにつきましても、下のほうに例を2つつけておりますが、海外青年協力隊の海外から帰ってこられた方、こういった方を確保する。また、URその他を初めとしていろいろと、いわば被災自治体から声をかけにくいところ、もしくは全国オールジャパンで声をかけたほうがいいところに声をかけて職員を送り込むということで、高い評価をいただいていると認識しております。

3つ目の○でございますが、こういった人材の派遣につきましては、復興の進捗状況に応じて必要とされる職種やスキルが変わってまいりますので、その時期ごとのニーズに合った人材の確保ということで、どういうふうにやっていくかというのが一つの大きな課題かと考えております。

続きまして、特別交付税について総務省のほうからお願いいたします。

#### ○総務省自治財政局大沢財政課長

総務省の財政課長の太田と申します。よろしくお願いたします。

6ページが震災復興特別交付税、先ほど復興庁さんのほうから説明がございましたので簡単に御説明をいたします。この下の箱の中にありますように、通常であれば国費を除いた部分は自治体の負担になるわけでございますけれども、この斜線部分について、被災団体の財政負担を解消あるいは軽減することと、被災団体以外の地方団体の負担に影響を及ぼさないという観点から、通常収支と別枠で財源を確保して、この斜線の部分に震災復興特別交付税という形で自治体に交付をしているというものであります。

なお、先ほども御説明がございましたが、一番下の※です。小さい字で書いてありますように、平成28年度以降、ただし書きのところですが、全国共通課題への対応の性質を持つ事業については、この負担の部分、特別交付税の交付割合を95%という形にしておるところでございます。

7 ページを御覧ください。算定額のほうでございます。平成23年度から30年度までの項目ごとの交付額を記載しているものであります。累計の右下を見ていただきますと4兆5445億円という累計になっていまして、左側の算定項目ですが、直轄・補助事業に係る地方負担というのが圧倒的に大きいわけでありましたが、地方単独事業として単独で行う災害復旧事業であるとか、中長期の職員派遣、職員採用、風評被害対策でありますとか、地方税等の減収補填といったようなことを行っているものでございます。

下のほうは都道府県別でございますので、御参考にしていただきたいと思います。

8 ページを御覧いただきますと、取り崩し型復興基金というものも平成23年度に創設しております。1番のところの3行解説が書いてあるところを見ていただきたいと思います。被災団体が地域の実情に応じて、住民生活の安定とかコミュニティの再生、あるいは地域経済の振興・雇用維持等について、単年度予算の枠に縛られずに柔軟に対処できる資金として基金を創設しております。

基金の規模につきましては、阪神・淡路大震災でこういう基金をつくっておりますので、そういう措置等を踏まえてこの金額を決めております。トータルでは、箱の右側であります。1960億円ということになります。

3番に主な事業があります。二重ローンの利子補給であるとか心の健康相談支援、被災商店街の復興支援などの事業にこういった事業を活用しているということでございます。

9 ページを御覧ください。現在の活用状況であります。表の見方ではありますが、①が基金の規模で、②が特別交付税の措置額であります。団体によっては復興特別交付税の措置額を上回って基金の規模があるところがございますが、これは下の※に書いてありますけれども、寄附金等を自治体のほうが独自に上乘せをしておるものであります。

③と④が今までの活用状況で、⑤が活用の累計額ということになりますので、現在の活用額の累計が県でありますと2042億円で、執行率が91%ということになります。

なお、県のほうから市町村に交付金という形でお金が渡っていますので、市町村分のほうを見ていただきますと、②というのが上の県からの交付金の額と一致しているかと思えます。それに基金の規模として若干の寄附金等の上乗せをして活用している。市町村のほうは同様に、執行率は73.9%です。右下のところを見ていただければと思います。

私からは以上です。

#### ○石田統括官

それを踏まえました10ページ、今後の課題・教訓の欄でございます。上のほうの課題と施策の方向性ですが、1つ目の○にありますとおり、まず、人材派遣の関係については、生活再建を支援する応援職員なども含めまして、まだ現在も必要とされている状況がございます。特に職員派遣の高いニーズがある土木職など技術系の職員の確保も課題になっております。このため、人的支援を引き続き行う必要があるのではないかという課題を設定しております。

2つ目の○、財政面のほうでございますが、特別交付税等、復興を支える仕組みにつきましても、復興・創生期間後も対応が必要な事業を確実に実施できるように関係省庁と連携し、検討を進める必要があるだろうと思っております。

また、教訓等の欄でございますが、1つ目の○にありますように、自治体支援のあり方につきましては、人的な面については災害の規模・態様に応じて異なってくると思われます。また、予算面も同じでございます。

2つ目の○であります。人材面においては、土木職など技術系の確保が今回非常に大きな課題になっておりますが、そういった専門性のある職員について、みずから採用し育成していくという、平時からの対応が各公共団体を含めて必要であろうこと。

3つ目の○ですが、そうは言いつつ、いざというときに適時適切な派遣等を行えるように、国・自治体が所要の備え、協定を結ぶなり、そういった制度をあらかじめ想定しておくということが必要ではないかということでもまとめさせていただいております。

#### ○菊地参事官

続きまして、資料8まで御説明をさせていただきます。前々回、増田座長代理からの御指摘で、被災自治体の役場における意思決定機能、役場機能についてという宿題をいただいております。これは各関係自治体の記録紙、県庁さんへの御協力などをもとに資料8はつくっております。

まず、1ページでございますけれども、意思決定機能が大きく失われるという非常に大変なダメージを受けられた事例ということで、大槌と南三陸の事例を書かせていただいております。いずれも初日、2日目と大変な打撃を受けられまして、職員の方御自身も被災されるという大変な状況でございました。いずれも2日目には何とか災害対策の指令等となる災害対策本部を役場以外の場所で立ち上げて、応急対応に当たってこられたということでもございました。

なお、これは2日目までしか書いてございませぬけれども、この後も復旧・復興の各段階で応援職員さんの手をかりたり、各部局総動員したり、大きなダメージを受けながらも対応に当たられてきたと。その局面、局面でダメージの回復の途上でございますけれども、大きな判断を日々せざるを得なかったという状況であったということでもございます。

次に、2ページは被災自治体の役場機能の主なものを掲げさせていただいております。

震災直後の状況は大きく3つございまして、まず、上から2番目、大船渡市さんのように特段問題がなかったというパターンが一つ。もう一つのパターンが、宮古市さんのように、役場の中でどこか場所を見つけて、そこで対応に当たったというパターン。3つ目のパターンは、陸前高田市、先ほどの大槌のように、給食センターや公民館などの別の場所へ移転して、本部機能を確保したというところ、このように3つのパターンがあったようでもございます。

その後、いずれも復旧事業が円滑に進みまして、いずれも新庁舎への移転でありますと

か改修などが済んでいるという状況でございます。

最後に3ページ、福島県でありますけれども、これは避難指示等に関係したところを抜粋しております。避難指示の影響によりまして、役場機能自体が他市町村に移転をしまして、仮役場の状態で対応に当たられてきました。

その後、避難指示の解除の進展に伴いまして、本庁舎への復帰が進んでおります。直近ですと、大熊町がことし5月7日に新庁舎が完成したということでございます。

なお、双葉町は引き続き、役場機能も移転した状態が続いているところでございます。以上です。

#### ○秋池座長

資料6の復旧・復興事業の規模と財源、それから、ただいまの7、8につきまして、御意見と御質問をお願いいたします。

松本構成員、お願いします。

#### ○松本構成員

資料6で財源の話がございまして、このワーキンググループにとって最も重要なアイテムなのではないかと私は思うのですが、特に今後の教訓をどのように表現しておくべきかということかと思えます。先ほどの御説明にあったように、前例のない財政支援という前例をつくったわけですね。今後、南海トラフ地震を初めとする大規模災害への対応というふうに記されていますが、もちろん地震だけではなくて気候変動に照らして考えてみると想定外の災害が起こるリスクは非常に高まっていて、それに対してどのような国としての哲学で公助を繰り広げていくのかということについて、東日本大震災の施策を総括して、何がしかの教訓を述べておく必要があると思えます。短時間でその考えをまとめていくのは非常に難しいことなのではないかと。感想にすぎませんが、そんなふうに思いますので、よろしくをお願いします。

#### ○秋池座長

ありがとうございます。

では、藤原構成員、お願いします。

#### ○藤沢構成員

私も松本さんと同様で、ここは非常に重要なところだと思いますけれども、大きく2つ申し上げます。1つは負担の問題で、資料6の3ページでさらりと増税の話と復興債の話をされましたが、そもそも増税がどうあるべきだったかという話でしたりとか、復興債がどうあるべきだったかというのは極めて大きい課題で、突き詰め切れないと思えますけれども、何らかの言及が必要なのだろうと感じておりますというのが1点。

2つ目は、こういった復興事業の意思決定のあり方に関してなのですが、大きく国や県といった広域で決めることと、自治体が決めることと、自治体ではなく、ある種民間が決めていくことと3つあると思っております。国と県、自治体の分担に関しては、インフラでしたり産業政策はなかなか個別自治体では難しいところがあると思うので、個社支援はいいのですけれども、大きな方向性は国や県が決めないといけないというものもあると思っております。

あと1点、ややマニアックな話なのですが、ここで申し上げておきたいのは、資料7の8ページの復興基金に関する話です。御案内の方が多くはと思いますが、基本的に復興の財源というのは、従来は復興基金という一つ大きなものがありまして、中越沖までは復興基金がつくられ、かつ、これは重要なのですけれども、自治体が運用するのではなくて、財団法人が立てられて運用してきたという経緯がございます。これによって、自治体ではどうしても公平・平等、そして時間をかけて意思決定しないといけないところが、財団法人を立てたことでスピーディーに、かつ、濃淡をつけて実行できたと理解しております。

ただ、これが東日本のときにさまざまな交付金措置があって、この基金に関しても、まだ使われていないことからわかるように、補填的な意味合いになってしまって、余り今回は使われなかった。それによって熊本ではまた基金がつくられていたのですが、余りその後この復興基金が使われなくなってきたという状況があると思っております。

このぐらいにしますが、こういった基金を使って民間の、民間といっても首長だつたりが入ってはいるのであるけれども、あえて民間の財団法人を立てて事業を遂行するというのも、過去では非常に意義があったということは触れておかないといけないのかなど。これからどうあるべきかということは議論しておく必要があるだろうと感じております。

以上です。

#### ○秋池座長

ありがとうございます。

田村構成員、お願いします。

#### ○田村構成員

役場機能と自治体支援についておまとめいただき、ありがとうございました。

この中で画期的なのは、資料7の10ページに、各自治体がみずからプロパーの技術職員を採用して育成していこうと、なかなか新しくて衝撃的な御提案で、ごもつともかなと思うので、書いていただくのは大変ありがたいです。

その中で課題としては、短期応援から長期派遣に変わっていくところのタイミングというのが、今回、なかなか難しかったのではないかと思いますので、それもぜひ言及していただきたいことと、それから、一部の自治体では東日本の状況を受けて、東日本の法制度を学んだり、事前復興計画をつくろうとしているところもあるので、事前に考えておくこ

とも大事なのだというのもぜひ記述いただければと思います。

○秋池座長

ありがとうございます。

では、姥浦構成員、お願いします。

○姥浦構成員

まず、資料6に関してですが、先ほど申し上げたように、もう少し教訓となるような話になればいいと思うのですが、なかなか難しいところもあるかなと。特に後半部分ですね。最後の文章で「そのためには」の部分ですが、教訓としては余りに抽象的過ぎるのかなという気がいたしました。ただ、具体的にどこまで具体化できるのかというところは非常に難しいなと思っていて、私も具体的な意見があるわけではございませんが、感想でございます。

それから、資料7の今、田村構成員が御指摘になった技術職員をみんなで採用しましょうという話ですけれども、これはそもそも人口が減ってきていて、なかなかそれ自体が通常、難しい中でやっていくということですので、これは普通の流れに逆行するような話でございます。その意味では、通常の流れではそうなのだけでも、とはいうものの、我が国のこの状況に照らすとそういうことが非常に重要だという、その部分をもう少し強調していただければありがたいなと思いました。

以上です。

○秋池座長

ありがとうございます。

増田座長代理、お願いします。

○増田座長代理

説明ありがとうございました。

皆さんの意見の中にも出ておりましたが、前例のない手厚い財政支援、それから、地方財政措置としても極めて手厚いものが行われておりますので、逆にこれだけの措置をすることを、きちんと終わりをつけていかなければいけない。ですから、復興税も含めてどういふことでそれを始めたのかということ、皆さんおっしゃったように極めてその表現をきめ細かくというか、神経を費やしてきちんと書くことによって、きちんと終期があって、それをおしまいにするということに導いていかなければいけないのではないかなと。安易に何度もこういうことが行われるということは通常考えられませんので、どういふ始まりがあり、どういふ終わりがあったのかということ、きちんと総括するというのが非常に重要だと思います。

あと、自治体支援等々、それから、私もお願いしましたが、役場機能の喪失とか、これも前例のないような形でとられたことで、制度的には県と市町村の役割というのはそれぞれあって、今回たまたま市町村の機能を喪失するまで重大な被害が生じたというのはございましたが、それを早期に回復して、県、市町村のそれぞれの役割を発揮する。こういう戦略というか、そういう構成に持っていかなくてはいけないと思うのです。

ただ、事実上、市町村の機能が失われている間、県がどうカバーするのかとか、次につながらる教訓めいたものももし導き出されれば、そのあたりもきちんと書いておくといいのかなと思いました。

以上です。

#### ○秋池座長

それでは、続けて、資料9以降ですね。復興をめぐるその他の課題について、簡潔に御説明をお願いいたします。

#### ○石田統括官

資料9から10、11にかけましては、復興庁ができる前の被災直後から、いわゆる本格的復興までの間のような問題をざっと御説明したいと思っております。

まず、資料9、仮設の住宅でございます。

1枚めくっていただきますと、仮設住宅そのものは災害救助法に基づきまして、家を失った方等の仮の住まいを確保するというところでございますが、真ん中の発生時の取り組みということで、3・11が発災いたしました、3月半ばから建設仮設の着工が開始されて、一番早いものではその1カ月後ぐらいに完成したのも出始めたということになります。その後、1年ぐらいかけまして供給し、最終的には約5万戸が建設され、利用されました。

また、今回の東日本大震災で初めて借り上げ型の応急仮設が本格的な活用をされました。3月ごろから不動産関係業界団体に協力要請を行いまして、最大ではむしろ建設よりも多い7万戸が借り上げを充てることで活用されたところでございます。

教訓的に言いますと、建設型でいいますと、もともとがああいう三陸等のリアス式海岸の地形だったということもありますが、建設用地の確保にかなり難渋したということ。また、建設の戸数が多いので事業者の選定や確保、また、その質等の把握、ばらつき、そういった問題が出てきたということがございます。

借り上げ型は、仙台等、割と大規模な都市を抱えているところでは非常に有効活用できたものでありますが、その戸数の把握、また、関係団体とまだこのとき本格的に初めて始まったばかりでございましたので、どのような協定を結び、どんな役割分担で官民が役割分担するのか。そんなことが当時は混乱を起こしたというのが教訓でございます。

それにあわせて、2ページでございますが、上の○にありますとおり、そういった当時の反省を踏まえまして、当時のルール化なり対応について、2つ目の○にあります、そ

の後の災害の対応ということで、例えば30年4月の豪雨災害、こういったところとの比較を見てみますと、もともとこういったことに対応された職員がノウハウを持って業務を援助したり助言を行うようなことが行われました。また、当時の経験を積んだ賃貸住宅の団体、不動産関係団体がそのノウハウを持って、早急に建築いただいて、被災自治体との間で情報提供とか、過去のやり方の技術的支援等を行っていただいて、従前と比べると比較的円滑に進んだというものがございます。

また、当時の3・11のことを踏まえて、4月豪雨を受けた災害団体、公共団体の一部においては、応急仮設住宅をいざとうときにどこにつくるかという用地のリストアップをあらかじめ行っているところもかなり出てまいりましたので、用地選定についても、当時と比べるとかなりスムーズに進んだ部分がありました。

引き続き、そういったことを参考にしながら、大規模な災害発生を念頭に、応急的な住まいをどういう形で確保するのか。ソフト面、ハード面ともに、いわばノウハウ等を蓄積し、つないでいくことが重要かと思っております。

#### ○環境省環境再生・資源循環局名倉廃棄物適正処理推進課長

環境省でございます。資料10に基づきまして、災害廃棄物処理について、御説明させていただきます。

めくっていただきましたところに概要を載せておりますけれども、13道県で災害廃棄物2100万トン、津波堆積物1100万トン、合わせて3200万トン発生しております。処理を進めてきておりますけれども、この9月時点で一部を除きまして、おおむね処理を完了しているということでございます。災害廃棄物の8割強、津波堆積物のほぼ全量を再生利用しているという状況でございます。

具体的には、次のページ以降で御説明させていただきますけれども、3ページ目を御覧いただきますと、可燃物、不燃物についての割合を載せておりますけれども、可燃物20%ぐらい、不燃物80%ぐらいが出たということでございます。

その処理につきまして、下半分でございますけれども、焼却して熱回収をしていないものが12%、埋立処分したものが7%、再生利用、これには例えばセメント原燃料とか熱回収つきの焼却施設も入れておりますけれども、それが8割ほどという状況でございます。

3ページ目でございますけれども、被災地における処理といたしましては、岩手県、宮城県で仮設焼却炉を設置いたしまして、焼却を実施しております。また、広域処理としまして、62万トンにつきまして1都1府16県で実施をしていただいたということでございます。可燃物については燃やして、不燃物については埋め立てというようなことでございます。また、再生利用を下のところ載せておりますけれども、例えば公共事業等で使うといったような利用をする、また、セメント原燃料として燃えるものを中心に再生利用をしたということでございます。

最後のページでございますけれども、4ページでございます。今後の課題や施策の方向

性を書いてございますけれども、災害廃棄物の処理について、福島県の一部地域において可燃物、焼却処理後の最終処分を残すのみということでおおむね完了をしております。

今後生かすべき教訓ということでございますけれども、まず、東日本大震災で得られた教訓を踏まえまして、検討会等を設置して対策について検討を進めてきておりまして、災害廃棄物対策指針をつくったり、その後、改定をしたりしております。

また、廃棄物関係の法律である廃棄物処理法ですとか災害対策基本法の改正等も進めてきたということでございます。災害が起こったときには、関係の業界団体、専門家等の力をかりるといような、災害廃棄物の処理支援ネットワーク、D. Waste-Netも発足させておりまして、その後の災害のときにはこういうネットワークを生かしているということでございます。

3つ目、一番下のポツでございまして、それぞれの地域で対策を強化すべく、地方環境事務所が中心となりまして、地域ブロック協議会というようものを開催しておりまして、災害廃棄物についての行動計画をつくったり、共同訓練を開始しているという状況でございます。

#### ○石田統括官

続きまして、資料11、ボランティア、NPOとの共同についてでございます。

1枚めくっていただきまして、まず1ページです。ボランティアの関係でございますが、表の上の段のポンチ絵的なところにありますとおり、各フェーズによってそれぞれやっただく役割がかなり変わってまいります。発災直後の瓦れきの片づけ等、また、避難所生活になっての運営の支援、仮設住宅に入る段階になりますと引っ越しの支援、見守りなど、また、公営住宅等いわゆる恒久的住宅に移ってまいりますと、今度はコミュニティの再生とかまちづくり支援、孤立防止、こういった流れでそれぞれお願いする役割が変わってまいります。

少し戻っていただきまして、これまでの取り組みの1つ目の○ですが、発災当初の段階から、現地のNPOや社協のボランティアセンター等と協力をする形で、人材、資金の調整に当たる。また、いろいろボランティアに来ていただくためにキャンペーン等を実施させていただきました。先ほど申し上げたようにフェーズによって変わってまいりますので、2つ目の○ですが、ロードマップを作成した上で、ニーズ変化に対応したコーディネート、また、外部の人材を中心とした支援から、地元の住民が主体となったコミュニティの再生等といった最終の右側のほうの、こういった取り組みへのシフトを図ってきたところでございます。

関係指標ということで、確実な数は把握できませんが、把握できる数を積み上げますと、700万人以上の方がボランティアとして協力いただいたということが把握できているところでございます。

次に、ちょっとページが振っていませんが、「2. NPOとの協働の関係」になり

ます。これまでの取り組みとしては、NPOの活動自体を全体的に、ある意味ではコントロールするという意味で、3県において中間支援組織を設けていただいて、それぞれの連携復興センター等を中核とした連携、協働を行っております。また、それを支えるために、平成24年度からはそういったNPOで活用していただける財政の仕組みを取りまとめて公表する。また、26年度以降はコーディネート事業ということで、そういったいろいろな方々の取り組みをいわば検証するのと合わせて、各地域の課題に対応していくための体制づくり等を行う。また、マッチングを行うといったことを進めてきております。

時間もあれですので、3ページ、今後の課題と教訓の欄でございます。まず、上のほうの課題と方向性でございますが、1つ目として、復興の進展に伴う進捗状況とか地域個人の課題が多様化してきている中で、きめ細かいニーズ把握と取り組みがこういった取り組みでは重要になってきております。ソフト面を中心に今後も引き続き、NPOやボランティア団体の活動への期待が大きいことから、そういった役割を発揮いただけるようにしていく必要があると思っております。

また、2つ目の○ですけれども、こういった復興期間を通じて養ってまいりました多様な主体との結びつき、ノウハウを今後とも生かしていくということが必要だと思っておりますので、コミュニティの再生や安全なまちづくり、持続可能なまちづくりの創生等にもそういったものをつなげていくことが重要かと思っております。

教訓の欄でございますが、繰り返しですが、フェーズに応じた支援が必要となる中で、東日本大震災の知見を整理して、ニーズとリソースの把握をどうするか、また、そのコーディネートをどうやってうまくやっていくか、受け入れ体制をどう整備するかといったことを検討して引き継いでいく。また、平時からそういった流れがうまくいくように、関係者間の協力体制を整えるようにしていく必要があるだろうと思っております。

#### ○秋池座長

ありがとうございました。

それでは、資料9から11に当たる3テーマについて、御意見、御質問をお願いいたします。

藤沢構成員。

#### ○藤沢構成員

NPOに関しての部分です。2点ございます。まず1つ目が、今回、ボランティアとNPOと分けていただいておりますが、ボランティア団体は専門性がやや低く無償でやっているところが多い。NPOに関しては専門性が高く対価性を持ってやっているところが多いという整理になりますけれども、NPOのほうがNPO法人でやっていますけれども、NPO法人の中にもボランティア団体を書いていますので、そういった専門性があるNPOがどの程度あるのか。そし

て、そういった団体が今後は復興財源が限られている中で継続性が困難になりますので、専門性あるNPOがどう継続できるかという課題がありますので、そのあたりを今後整理いただければと思っております。

2つ目は、NPOとの協働のところでは中間支援組織の話が書いてありますが、この段階になりますと市町村単位での中間支援機能が極めて重要になっていますので、市町村によっては全くないところと、非常に濃く活躍いただいているところとありますので、今後は市町村単位での中間支援組織の状況を把握いただいて、そういったところとの連携やサポートも重要になってくると感じております。

以上です。

#### ○秋池座長

ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

松本構成員、お願いします。

#### ○松本構成員

どんなふうに取りまとめていくのかということなのですが、これは例えば災害廃棄物処理についてという一連の説明の資料を総括としてとじ込んでいくようなイメージなのか、さらにもう少し絞ったものを書き込んでいくのかということもありますが。

何でそんなことを言うかということ、災害廃棄物処理のことについて何がしか総括しておくとしたら、当然、放射性廃棄物のことに触れておかないわけにはいかないではないですか。しかし、現実に全く触れていないのはどのようなことなのか。

私に何か誤解があるのだったら教えていただければと思います。

#### ○菊地参事官

それでは、事務局から、福島復興・再生を取り上げた中で、放射性廃棄物の問題が一部出てきておりました。不足があればまたどこかで補足をとっておりますが、とりまとめのときは、この後の論点整理で出てきますけれども、住まいと町の復興、生活環境の整備というくくりを設けることにしてしまして、そこでのこれまでの取り組みの状況ですとか、これまでの取り組みの成果、今後の課題と教訓、そういったことを書き下していく。今日いただいたような資料の御説明の内容ももとに書いていくということを想定しております。

#### ○秋池座長

よろしいでしょうか。

よろしければ、まさに今、議論にもまいりました、取りまとめに向けた論点整理をした

と思いますので、事務局から御説明をお願いします。

○石田統括官

資料12をあけていただければと存じます。まだまだこれは途上のものがございます。これまでいただいた意見等を一応、構成の案、たたき台みたいなものに従って並べてみたものに割と近いものです。当然これではまだ不十分だと思いますので、後ほど事務局から説明いたしますが、いろいろと御意見を賜って、それを踏まえて最終的な報告書の案文をつくっていきたいと思っております。

それでは、順次御説明いたします。

資料12の1ページ目、総論の関係でございます。1つ目の○にありますように、地方創生のモデルとなるような復興という理念が大事であるという御意見。

2つ目、3つ目の○にありますとおり、残された課題を明らかにする。その際に取り組み・進捗を検証・分析するとともに、課題・反省点についてもあわせて整理すべきだという御意見をいただいております。

4つ目の○にありますとおり、行政が主体になって行う部分と民間が主体となる理想に切りかえていく部分とを検討する必要があるだろうという御意見。

また、最後の○ですけれども、可能な限り客観的なデータに基づいての効果検証を行うべしという意見をいただいております。

2ページ目以降が、一応、各分野別、これまでの説明をさせていただいたものにおおむね沿った形で整理をしております。

まず「I. 各分野における取組」の「1. 被災者支援」の関係です。

(1) 心のケア等の関係ですが、成果のところは我々の資料の説明で出たものをピックアップしていますので省かせていただきます。

課題・教訓の関係ですけれども、事業の進捗状況に違い等に留意しながら、一定期間の継続も含めて、支援のあり方を検討することが課題だということ。

また、一般的な地域課題に対する施策との関係性に留意すべきだということ。

自治会支援などについては、質的な点も見ていく必要がある。自立する視点が必要だという御意見もいただいております。

今後の教訓としてということで、平時からの関係者のネットワークの構築、教訓集の共有、こういったものがあるかと思っております。

(2) の子供に対する支援の関係です。これも成果のところはそれぞれ数の減少等の概要を書いております。

課題・教訓でございますが、要支援児童生徒がまだ行っている状況の中で、今後必要な支援のあり方の検討が課題ということで書かせていただいております。

「2. 住まいとまちの復興」の(1)が住宅再建・まちづくりの関係でございます。これも成果のところは、今の進展ぐあいを書いております。

課題・教訓ですが、1つ目の○のところ、被災者の意向を踏まえた事業の規模の設定、必要に応じて計画の見直しに取り組んできているけれども、まだ活用されない土地等が生じてきていること。それをどう有効活用していくかということ、これを課題として書いてございます。

また、大規模に整備された施設について、今後、人口減少していく中での対応が課題として挙げられるかと思っております。

また、復興計画を策定する際に、これは今後の話になってまいります、どの事業手法を用いるのか、検討を事前しておくことが教訓として重要だということ。また、この過程で取り組みました加速化措置のノウハウや仕組みの継承をするのとあわせて、復興のための事前準備に取り組んでいくことが重要だろうということが教訓として挙げられております。

(2) 交通・物流網の構築等、基盤整備の部分です。これも成果のところは復興道路等、今の状況を書かせていただいております。

課題・教訓、3ページの下の方ですが、インフラを、人口減少する中で、今後ともみずから各公共団体が管理すべきものの維持・管理をどうしていくか。これを課題として書かせていただいております。

次の4ページ、「3. 産業・生業の再生」でございます。

まず(1) 産業復興の加速化の関係ですが、これも課題・教訓のほうで御説明申し上げますと、1つ目の○で、自治体間の回復状況はかなり幅があること。特に販路の開拓や人材の確保が課題となっております、そういった点について適切な事業者支援のあり方を検討する必要があるだろうことを書かせていただいております。

2つ目の○として、グループ補助金や立地補助金の関係等でございますが、これについては土地の造成等が最終年度に完成する意義もありますので、そういったことも踏まえながら、対象地域を重点化した上で、延長を含めて適切な見直しが必要ではないかということを書かせていただいております。

また、復興特区の税制につきましても、やはりいろいろ先ほど申し上げたとおり、区画整理による整備状況の時間的な流れが異なりますので、著しい被害を受けた地域が引き続き取り組めるように対象地域を重点化した上で、適用期限の延長などを含めて検討が必要ではないかということを書かせていただいております。

また、事業者を支援する中で、人材採用のノウハウの蓄積が課題であるということも書かせていただいております。

また、教訓的な内容につきましては、地域の事業者の状況を平時から各自治体が把握をして、どのような支援をすべきかということ、これを事前に検討していたかどうかということがかなり重要であって、そういったことをやっていくことが必要だということを書かせていただいております。

その次の○でございますが、市場動向の把握や返済計画の配慮等を補助金等を活用する

際の情報提供や助言としてちゃんとやるべきではないかということを書かせていただいております。

また、人材確保対策についても、そのフォローアップや事業の見直し自体が必要ではないかということも課題として書かせていただいております。

次の(2)観光の振興でございますが、「150万人泊」の目標に向けての今の状況を成果として書きつつ、課題・教訓としては、東北各県の事実に基づく観光振興の推進、また、特に福島県につきましては、根強く残ります風評被害への対策といったことが課題として挙げられるかと思っております。

5 ページ、(3)農林水産業の再生でございます。成果にありますとおり、一定の進展はしておりますが、課題・教訓としては、特に水産加工業の売り上げの回復がまだ進んでいないことなどが課題かと考えております。

「4. 原子力災害からの復興・再生」でございます。

まず(1)事故の収束については、中長期的ロードマップに沿った取り組みについて、今後の着実かつ安全な作業を進めていくことを課題として書かせていただいております。

(2)の放射性物質の除去等でございますが、成果として、今、帰還困難区域を除いた面的助成が完了したことなどを書かせていただいておりますが、課題・教訓として、福島県内に仮置きされています除却土壌等の搬入の安全かつ速やかな完了。また、仮置き場の原状回復を行うとともに、営農再開についてどううまく進めていくかということも課題として書かせていただいております。

6 ページでございますが、その続きでございます。中間貯蔵施設の安全確保のための適切な維持管理、また、中間貯蔵施設から県外最終処分の実現に向けまして、減容・再生利用の取り組みをどう進めていくかなどが課題であろうということを書かせていただいております。また、福島県内の特定廃棄物についても、処分量低減のための取り組みの推進などが重要であることを課題として書かせていただいております。

(3)で避難指示の解除と帰還に向けた取り組みの関係でございます。まず成果として、現在の状況を書かせていただいております。

それを受けた課題・教訓としては、帰還しない選択をする方が比較的多いという状況を踏まえて、他の地域の人々を呼び込むことをどう強化していくかということが課題だろうということを書いてございます。

2つ目の○として、そういった場合、帰還者と移住者でニーズが異なる点を認識した上で、住みよい地域をいかに目指すかということが課題だろうということを書いております。

3つ目として、いわゆる12市町村でもそれぞれ状況が異なっていること。その下の○も含めまして、そうした状況に応じた支援を行うこと、そういったものの一環として、特定復興再生拠点区域外の方向性も含めまして、個別かつきめ細やかな対応が重要だということも課題として書かせていただいております。

(4)でイノベーション・コースト構想関係でございます。教訓・課題としては、地元

企業の新たな事業展開を促進する、また、企業や人材の呼び込み、交流人口の拡大によって活力を呼び込むことが重要であること。そういったためのさらなる取り組みが重要だということを書かせていただいております。

次の7ページでございますが、構想を軸とした産業集積を支える人材の育成・確保が課題であること。そういった面からも、国際的な研究、教育拠点の構築が課題であることを書いております。

次の○で、補助金等の支援がいろいろ行われておりますが、地域での専門的な担い手が限られていることから、人材面での支援が課題であること。また、そういった専門人材に移住いただくに当たっては、家族の生活の観点ということからの支援も課題になるということを書かせていただいております。

(5) 事業者・農林漁業者の再建の関係でございます。成果として、今、各やっております取り組みを書いておりますが、課題・教訓としては、福島の農林水産業の関係の量、金額の回復、それぞれが課題となっていることを書かせていただいております。

(6) 風評・リスコミの関係でございます。これについても課題、教訓としては、風評の払拭と風化は裏返しの関係にあることから、そのバランスをどう考えるかというのは課題だということ。また、学校における教育が重要であるということ。やはり国内外への情報発信が重要であるということを書かせていただいております。

8ページ、新しい東北の関係でございます。これについては、成果として今の取り組みを書いておりますが、課題教訓としては、公助から共助へと持続可能な形にうまく切りかえていくことが重要だということをお指摘いただいたところでございます。まだ抜けているところがございますし、今日の部分の議論はまだ全く反映できておりませんので、その辺を反映させていただきたいと思っております。

これ以外にもまたいろいろと御意見いただいて、充実いたしたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

○秋池座長

ありがとうございます。

田村構成員、お願いします。

○田村構成員

全体的に、第1部、第2部、第3部とあったらいいなと思っております。

今、2ページからお話ししていただいたのは第2部ということで、いわゆる社会基盤の復旧、それから住まいの復旧・復興、町の復旧・復興、産業の復旧・復興、ローカルな産業の復旧・復興とイノベーション構想のような国全体に及ぶような産業の復旧、それから被災者支援ということで、基本枠組みに沿って述べておられるので、第2部の全体像は非常によいと思いました。

第1部に設けていただきたいのが、全体像をわかるような短い文章（概括）が必要なのではないか。例えば「前例なき災害への復興の取り組み」というようなタイトルをつけるとして、基本的には原発事故とか原発被災者への対応というのが新たな課題だったこと。それから、津波被災を受けたまちづくりということが前例なき取り組みだったということ。それから、これだけ死者が多い中での被災者支援というのが前例なき取り組みだったということ。あと、大規模仮設から住まいの再建。でも、そこはまちづくりに時間がかかったことによって、被災地以外で新たな生活を始められた方が一定数発生した。2020年の目標設定についても記述してください。それから「復興庁の創設」と「前例なき財政支援」等を第1部に記述してはいかがでしょうか。

第3部なのですけれども、全体的にわたって課題というのを取り上げられているのですが、復興として「進んでいること」「進んでいないこと（つまり支援を続けるべき）こと」「現在においては判断ができないこと」があると思いますので、そのあたりもリスト化して提言できるとよいのではないかと考えました。

#### ○秋池座長

ありがとうございます。

ほかの構成員はいかがでしょうか。

藤沢構成員、どうぞ。

#### ○藤沢構成員

細かくなりますが、いろいろと申し上げます。

2ページ目の心のケアの課題・教訓の3ポツ目のところで、持続性の観点から質的にも見ていく点があるということですが、ちょっと申し上げたいのは、持続性の話とはまた別に、まず、自治会をつくるだけではなくて、きちんとそこで運営されていて、地域とのつながりができているかということがまず質的に大事なものであって、持続性というのはその後であるということで、この文章だと質的な話は持続性のみになっているように見えるので、その点は直していただく必要があるのかなと。そういった地域のつながりづくりを引き続き重視する必要があると感じております。

続きまして、4ページの産業復興の加速化のところ、入っていない点で以前申し上げたのは、今後、地域において恐らく自治体単位ぐらいで地域における事業者支援ができるようなコンサルタントなのか、アドバイザーなのか、コーディネーターのような方が必要であって、今は東京などから東京のコンサルが行っている状況ですが、そのあたりが変わっていく必要があるということをおし上げておりました。

そして、人材確保対策のところ、1点申し上げますと、私も事業にかかわっているものですが、人材事業というのは、そもそも被災地の中小企業が地域の外から人を入れることは余り経験がなく、待遇が極めて低く、入ってもほとんどワーカーのような仕事を

させられるというところで、なかなかうまくいっていないという状況がございます。

どうしても人数で言ってしまうと、インターンであれば1週間だけ行くというので実績を上げやすいのですけれども、そこばかりが積み上がっても、そういったインターンは就職していませんので、きちんと基盤を整えて、地域の外から人が入っていく状況をつくっていく必要がある。そのあたりをコメントさせていただきます。

5ページの農業のところの課題としては一言だけ。担い手不足は非常に大きな課題なので、そういった側面も含めていただく必要があるのかなと感じております。

6ページの(3)の避難指示の解除と帰還のところで、これも取り上げるのは簡単ではないかと思いますが、全国にいらっしゃる避難者の方への対応が余り書かれていないのかなという感じがしまして、そのあたりが支援対象として見ていないわけではないということで、何らか言及いただく必要があるのかなと感じております。

7ページ目の(6)の風評被害のところですが、ここも先ほど申し上げたように、一般的な風評対策に加えて、流通段階での対策が必要になってきていると感じております。

最後に、8ページ目の「新しい東北」の創造のところですが、これに関しては、従来の災害だと、これもコメントしたと思いますが、前の被災地から次の被災地に支援をするという被災地間の支え合いみたいなことが生まれていたのですが、東日本がなかなか、まだまだ時間がかかっているというところで、東日本の経験がほかの地域に生きていないというところがあります。「新しい東北」という観点では、今後の被災地に対しての貢献やサポート、ノウハウの提供といった流れが必要だということを感じております。

以上でございます。

#### ○秋池座長

ありがとうございました。

姥浦構成員、お願いします。

#### ○姥浦構成員

これからいろいろな論点整理の具体的なものが出てくると思いますので、その点はあれなのですが、1つだけ申し上げますと、タイトルがなかなかこれから難しそうだなと。これは半分感想でございますが、これは私が欠席した第1回で検討されていると思うのですが、復興施策の総括と言ってしまうと、やはりまだ残された課題が随分とあって、そのうちの一部については、まだまだこれからも継続してやっていかないといけないという意味表示とちょっとずれる部分があったりだとか、もしかしたら誤解を受けたりする部分があるかなという気がいたしております、これは最後の最後に考える話かもしれませんが、そういう印象を持ちました。

以上でございます。

○秋池座長

ありがとうございます。

増田座長代理、どうぞ。

○増田座長代理

1点だけです。8ページの「新しい東北」の創造のところですが、課題・教訓で「『公助』から『共助』へと持続可能な形に切りかえていく」と。持続可能な形に切りかえていくことが大変重要なのですが、内容をどのように盛り込むかによるのですけれども、公助から共助というと、ちょっと公が引き過ぎるような印象が出てきて、私は恐らく、前回も少し最後のところで資料などにもありましたが、NPOですとか、多様な活動主体などがいろいろ入ってくるようなマッチングだとか場づくりが大事だと思うのです。あくまでも自助も必要だし、やはり何がしかの適切な社会的な合理性のある公助も必要だろうし、共助もきちんと働かせて「新しい東北」にしていくということだろうと思いますので、このあたりは今後、具体的な文書にするときに少し神経を使って書く必要があるかなと思います。

以上です。

○秋池座長

ありがとうございました。

それでは、さらに追加で御意見などがおありでしたら、また事務局へ御連絡をいただければと思います。松本構成員にも聞いておいていただければと思います。

これは個人的に思ったことなのですけれども、今回このような、前例なき災害というようなこともありまして、何を今後に残せるのか、今回、特有だったのだけれども、そこからの学びが残せることもあると思いますし、固有性と、学びとして一般化していけるものがあるのだろうということを考えます。それから、田村構成員もおっしゃいましたが、前提をよく整理することというのが重要ではないかと感じております。これは個人的な意見でございます。

それでは、本日はここまでとしたいと思います。今後は、皆様の御意見を踏まえて、まずは増田座長代理と私とで総括の取りまとめ案を作成いたします。次回のワーキンググループで皆様にお示しして、取りまとめに向けた議論を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、それにて進めさせていただきます。

この後、本日のワーキンググループの概要について、事務局からブリーフィングを行います。また、議事概要を速やかに公表いたします。議事録も作成の上で公表いたしますので、構成員の皆様におかれては、内容の確認に御協力をお願いいたします。

このほか、事務局から連絡事項があれば、お願いいたします。

○菊地参事官

では、1点だけ。本日の最後の資料12、論点整理の関係ですが、特に追加すべき事項等、御意見があるかと存じますので、事務局までお寄せいただければと思います。次回のワーキングが10月16日と日も迫っております関係上、余りきちんとまとまった文書でなくても構いませんので、メール等で事項だけでも御指摘いただければと存じます。取り急ぎ、大変勝手ながら10月2日、あさってぐらいまでにいただければ幸いです。まとまっていなくても、電話なりメールなりで結構かと思えます。その後、文書をつくりますので、その段階でまた御照会はかけます。盛り込むべき事項を先に、ぜひいただければという趣旨でございます。どうぞお許しいただければと思います。

以上です。

○秋池座長

以上をもちまして、第4回「東日本大震災の復興施策の総括に関するワーキンググループ」を終了いたします。本日はありがとうございました。